

第4次香芝市総合計画 後期基本計画 (案)

平成28年2月

香芝市

目次

後期基本計画 総論	1
(1) 基本計画見直しの目的	2
(2) 見直しの範囲・期間	2
(3) 社会情勢の変化	3
(4) 市民意識調査の結果	4
(5) 総人口の推移	10
(6) 将来推計人口	11
(7) 財政状況について	11
後期基本計画 各論	13
後期基本計画の施策体系	14
基本計画の構成	16
政策1 自然と調和した美しい住環境をめざすまち	18
施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進	18
施策2 環境問題への取り組み強化	20
施策3 自然環境（緑地）の保護	22
施策4 住環境（景観）の保全	24
施策5 上水道の整備	26
施策6 下水道の整備	28
政策2 安心して、やすらぎを感じることができるまち	30
施策7 災害対策の充実	30
施策8 防犯活動の強化	32
施策9 交通安全対策の強化	34
政策3 快適で便利なまち	36
施策10 良好な新市街地の形成	36
施策11 駅を中心とした拠点機能充実	38
施策12 道路整備の充実	40
政策4 心豊かに健康に暮らせるまち	42
施策13 地域福祉の推進	42
施策14 医療体制の充実	44
施策15 市民の健康づくりの推進	46
施策16 高齢者福祉の充実	48
施策17 障がい者福祉の充実	50
施策18 社会保障制度の安定的運用の推進	52
政策5 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが生涯輝いていられるまち	54
施策19 家庭・地域の教育力の向上	54

施策 20	就学前教育・保育の充実	56
施策 21	学校教育の充実	58
施策 22	子ども・若者のフォローアップ（青少年の健全育成）	60
施策 23	「いつでも・どこでも・だれでも」学び、楽しめる環境の充実	62
施策 24	子育てと仕事の調和	64
政策 6	みんなで創る豊かで将来性のあるまち	66
施策 25	産業の振興	66
施策 26	農業の振興	68
施策 27	観光の振興	70
施策 28	あらゆる人権を守る社会づくりの確立	72
施策 29	男女が共同参画できる地域づくり	74
施策 30	地域コミュニティの充実・醸成	76
施策 31	文化・国際交流への取り組みの推進	78
施策 32	歴史文化財の保存と継承・展開	80
政策 7	市民の信頼を得られる最適経営の自立したまち	82
施策 33	地域経営システムの確立	82
施策 34	財政運営の健全化	84
施策 35	組織活性化の推進	86
施策 36	I T（情報通信技術）の活用	88
施策 37	市税等の賦課・徴収の強化	90
施策 38	広報・広聴の充実	92
資料編		95
策定経過		96
策定体制図		96
策定経過		96
香芝市附属機関設置条例		98
香芝市都市経営市民会議委員名簿		99
答申		100
用語解説		101

後期基本計画 総論

（１）基本計画見直しの目的

本市は、平成 23 年 3 月に「第 4 次香芝市総合計画」を策定し、「笑顔と元気!! 住むならかしば」を将来像とするまちづくりを進めて来ました。

「第 4 次香芝市総合計画」基本構想では、「中間年度（平成 27 年度）において、それぞれの施策の進捗状況の検証を行い、現実とかけ離れた計画とならないよう調整します」としていることから、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの点検と市民ニーズの把握を踏まえ、中期的な展望にたった平成 28 年度以降のまちづくりの基本方針として、「第 4 次香芝市総合計画」の見直しを行います。

（２）見直しの範囲・期間

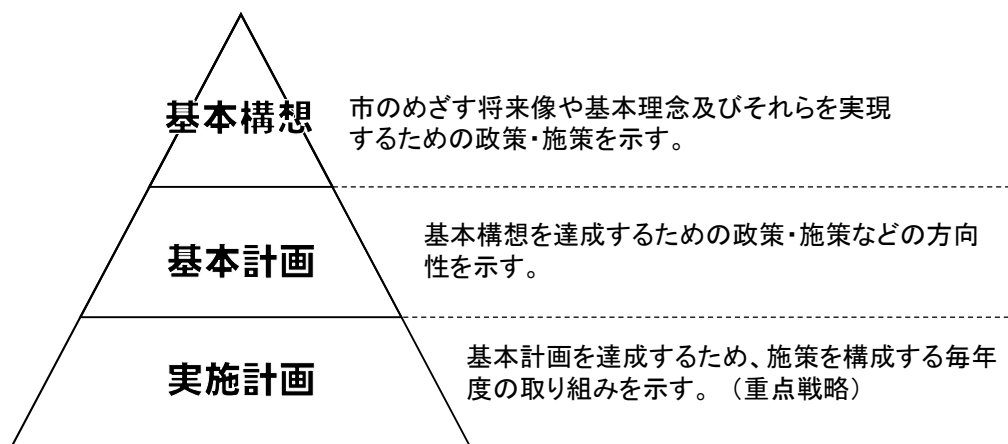
第 4 次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」及び別に定める「実施計画」で構成されています。

基本構想は、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間を計画期間として、まちの将来像を設定し、そのための基本方針と政策・施策を示すものです。

基本計画は、将来像と基本方針の実現を図るための個々の政策・施策を体系的・具体的に示すものです。個別の計画・事業などはすべてこの計画に即して進めます。

実施計画は、基本計画を推進するために施策を構成する毎年度の取り組みを示すものです。

今回の見直しは、基本計画について見直しを行うもので、見直し後の計画期間は、基本構想の終了年度と同じ平成 32 年度までとします。



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本構想【10年】	基本構想									
基本計画【5年】	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画【毎年見直し】	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

（３）社会情勢の変化

① 人口減少社会の到来と地方創生

本格的な人口減少社会の到来に臨む我が国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指し、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、国・地方自治体が長期的に目指す将来人口を定めた人口ビジョンと、人口ビジョンを達成するためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

すでに国においては、平成 26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを行い、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」が平成 27 年 12 月に閣議決定されました。また、奈良県においても平成 27 年 12 月に「奈良県地方創生総合戦略」が策定されています。

本市では、継続的に人口が転入超過であり、人口は増加傾向となっていますが、宅地開発の状況や高齢者を中心とした都心回帰等、人口動態に影響を与える条件を十分考慮し、長期的な展望に基づいた人口ビジョンの策定を行うとともに、本市の実情に即した総合計画及び総合戦略の推進により、まちづくりや人口問題に取り組むことが求められます。

② 少子高齢化のさらなる進展

若い世代の転入超過が続いていることから、全国・奈良県と比較して本市の少子高齢化の進展は遅れています。しかし、平成 22（2010）年に 18.3%であった高齢化率は、今後 30～40 年後には 3 割を超えることが予想されており、支援を必要とする高齢者の増加や医療・介護ニーズのさらなる増大は避けられない情勢です。特に医療サービスについては市民の課題意識も高く、重要な問題となっています。

また、継続的な少子化により、子どもを産み育てる若い年代の人口の減少が始まっており、将来的な出生率の改善に成功したとしても、15 歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されます。子どもの数の減少は、保育・教育サービスの維持においても大きな問題となります。少子化が子育て・教育環境の悪化を招き、更なる少子化を招来するという悪循環に陥らないよう、長期的な視点からの保育・教育サービスの充実が求められます。

③ 防災意識の高まりと地域社会

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災は、広範にわたり甚大な被害を及ぼす未曾有の災害となりました。将来的にも、首都直下地震、東南海・南海地震等の発生が想定される中、巨大災害への備えに対する市民の関心も高まっています。

一方、大きな災害の経験は、多くの人々が人と人との絆の大切さを再認識する契機ともなってきました。災害発生時の避難・減災においても、その後の復興においても、地域コミュニティの役割が非常に重要となっていること、特に災害弱者とされる市民の支援については、日常的な身近な人とのつながりが課題となります。高齢化に対応できるまちづくりという観点からも、地域の助け合い・支え合いに基づくコミュニティ構築が必要です。

東日本大震災が市民の意識に大きく影響したもう一つが、エネルギー問題への関心を引き起こす契機となったことです。電力需給のひっ迫が多く市民に切実な問題として意識され、

日常生活における省エネルギーの意識や再生エネルギーへの関心が高まっています。経済のグローバル化に伴う食の安全等への問題意識も含め、エネルギーや食糧の地産地消による、持続可能な地域社会の構築が求められます。

④ IT の進歩と活用

近年その進化が著しい IT（情報通信技術）分野においては、コンピューターとその処理能力が飛躍的に増大する一方で、すべての人がネットワークで常時つながりながら、行動し、コミュニケーションする時代を迎えています。こうした時代を背景に、利用可能となったビッグデータの活用によるイノベーションへの期待や、IT の進歩に伴う幅広い分野における技術革新が期待されています。

一方、民間で保管、利用される個人情報データの拡大に伴い、個人情報の流出等の問題も課題となっています。社会保障・税等の分野における個人データの管理を一人ひとりに割り当てられた番号で行うマイナンバー（社会保障・税番号）制度の実施に伴い、地方自治体においてもこれまで以上に、個人情報の適切な管理と活用が求められます。

（４）市民意識調査の結果

① 市民意識調査の概要

第４次総合計画の進捗を計るために、市民意識調査を実施しました。

調査地域：香芝市全域

調査対象者：香芝市内在住の 16 歳以上の男女 2,000 人

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

調査期間：平成 27 年 7 月 10 日（金）～平成 27 年 7 月 24 日（金）

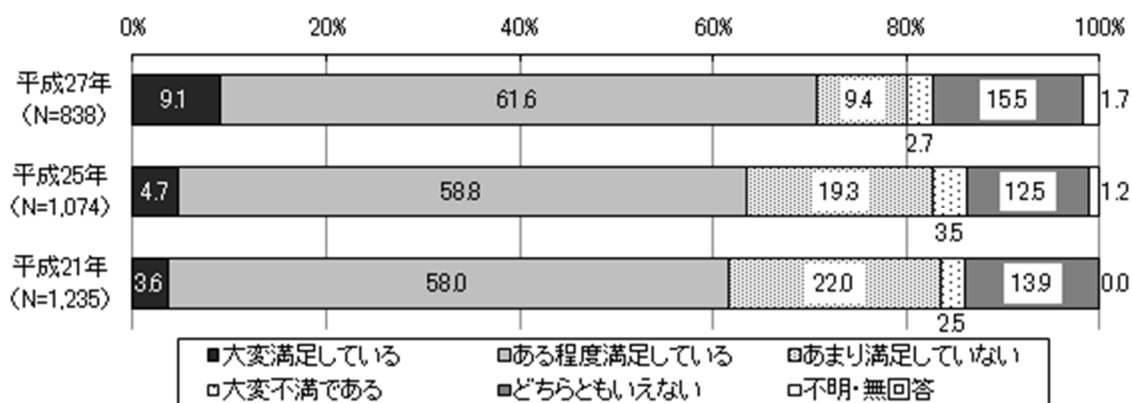
調査方法：郵送配布・郵送回収

有効回収数（回収率）：838 通（41.9%）

② 香芝市の住み心地

香芝市の住み心地については、「ある程度満足している」が 61.6%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 15.5%となっています。

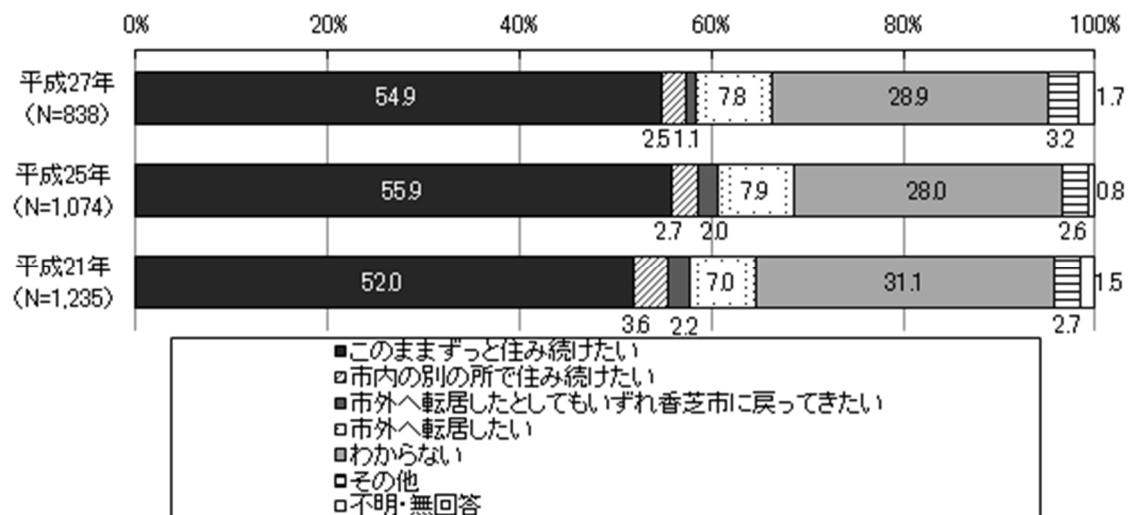
第４次総合計画が始まる前の平成 21 年の調査と比較すると、「大変満足している」「ある程度満足している」が増加している一方、「あまり満足していない」は減少しています。



③ 香芝市への定住志向

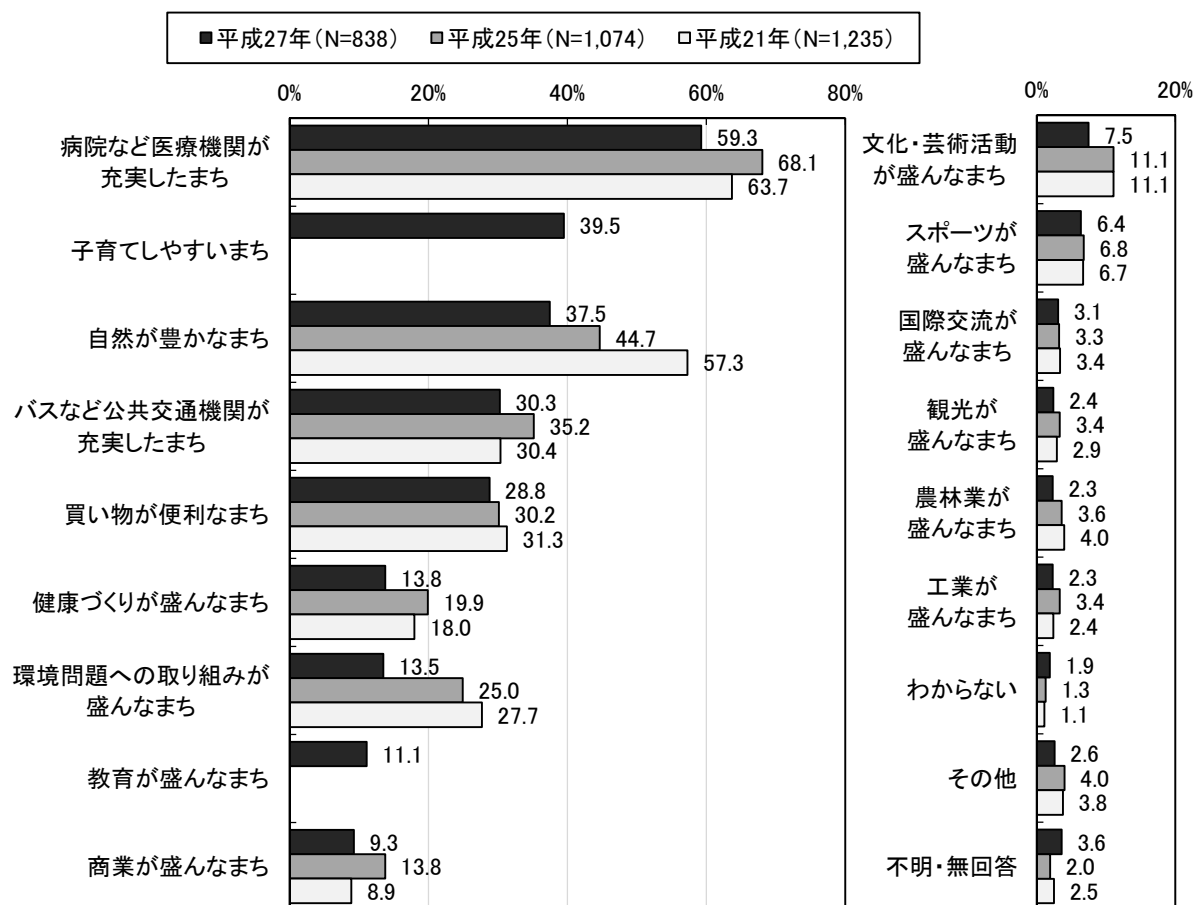
香芝市への定住志向については、「このままずっと住み続けたい」が54.9%で最も多く、次いで、「わからない」が28.9%となっています。

平成21年との比較では「このままずっと住み続けたい」が増加していますが、「市外へ転居したい」という回答も微増しています。



④ 今後めざすべき香芝市のイメージ

今後めざすべき香芝市のイメージについては、平成 21 年・25 年の調査と同様に「病院など医療機関が充実したまち」が多くなっています。



※平成 21 年・25 年調査では、「子育てしやすいまち」「教育が盛んなまち」は項目に無し。

⑤ 施策の満足度・重要度

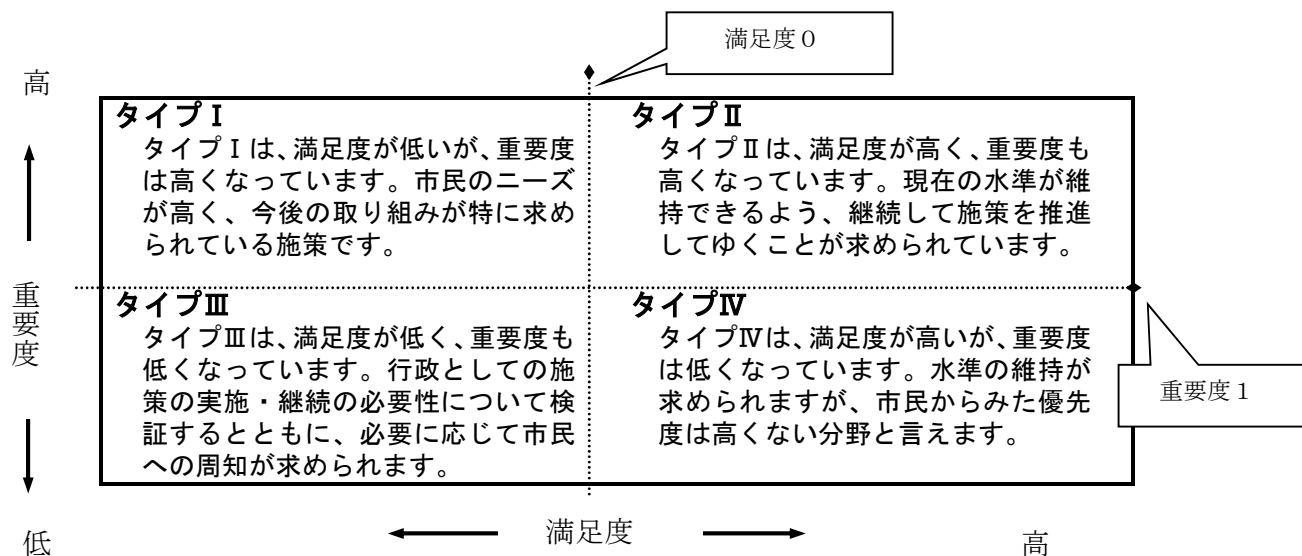
各施策に対する市民の評価を得点化し、満足度スコアと重要度スコアの 2 つの指標に集約することで、市民からみた施策の位置づけを示すとともに、前回調査との比較を行います。得点化の方法は以下の通りです。

■スコア値の算出方法						
回答肢	満足度	全く満足していない	あまり満足していない	普通	ある程度満足している	とても満足している
	重要度	全く重要ではない	あまり重要ではない	普通	ある程度重要である	とても重要である
スコア値		-2点	-1点	0点	+1点	+2点
各回答を上表に基づいて得点化し、施策ごとに平均点を算出することで、各施策の満足度スコア、重要度スコアを算出します。算出にあたっては不明・無回答を除いています。						

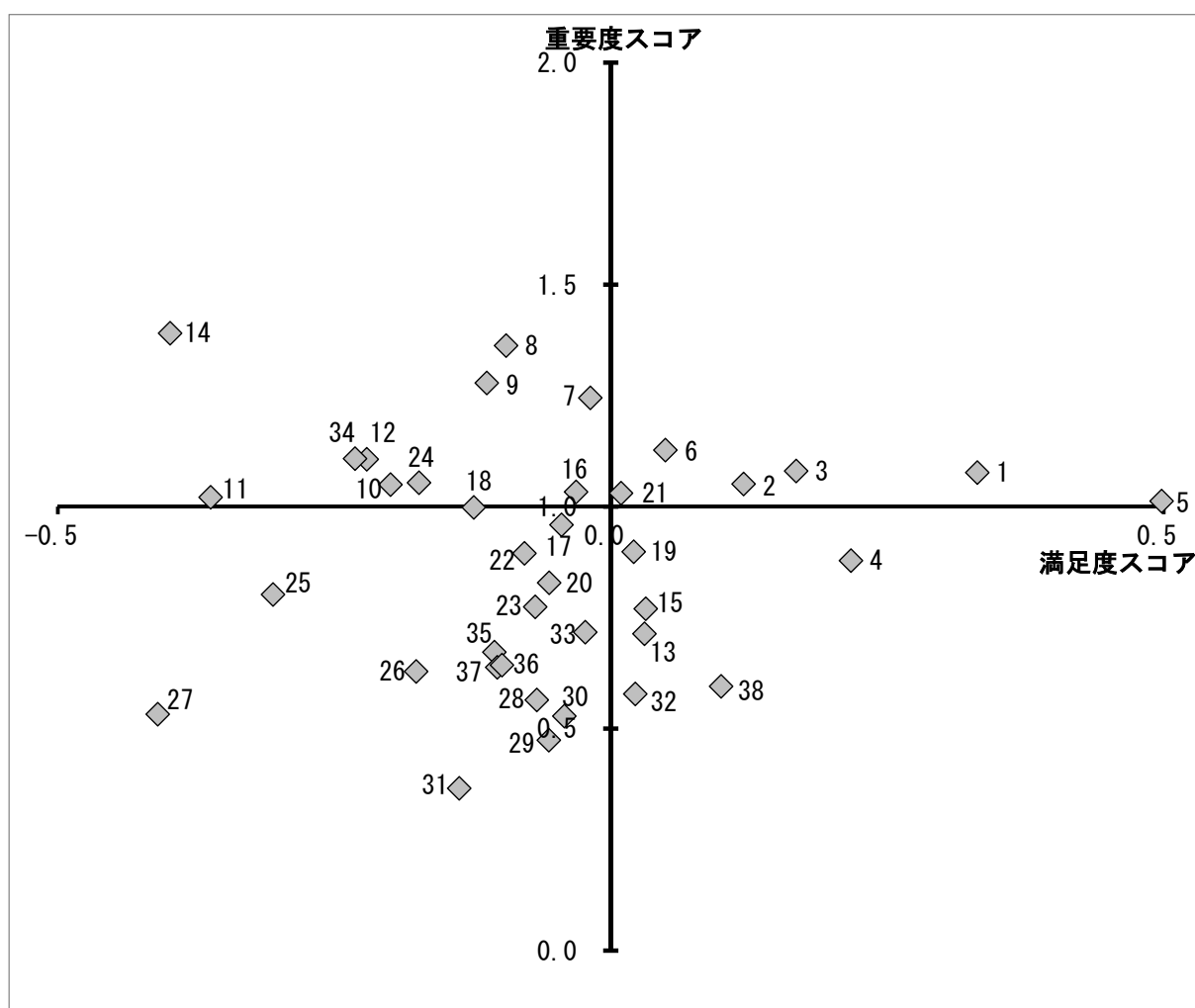
得られた 2 つのスコアに基づき、「満足度 0」、「重要度 1」を基準として、それぞれのスコア値を 4 つのセグメントに分類することで、市民からの評価に基づく各施策の位置づけを示すことができます。なお、重要度スコアの基準を「0（ゼロ）」としていないのは、重要度については「全く重要ではない」、「あまり重要ではない」という回答が全体的に少なく、「0」

を基準にするとすべての施策がプラスの象限に含まれてしまうことによります。

2つのスコアによって位置づけられたそれぞれの施策は、象限によって以下のように分類されます。



施策の満足度・重要度スコアによるマトリクス



■施策別タイプ・スコア一覧

政策	番号	タイプ別	施策	満足度 スコア	重要度 スコア
自然・環境	1	タイプⅡ	ゴミの減量化とリサイクルの推進	0.33	1.08
	2	タイプⅡ	環境問題への取り組み強化	0.12	1.05
	3	タイプⅡ	自然環境(緑地)の保護	0.17	1.08
	4	タイプⅣ	住環境(景観)の保全	0.22	0.88
	5	タイプⅡ	上水道の整備	0.50	1.01
	6	タイプⅡ	下水道の整備	0.05	1.13
安全・安心	7	タイプⅠ	災害対策の充実	-0.02	1.25
	8	タイプⅠ	防犯活動の強化	-0.09	1.36
	9	タイプⅠ	交通安全対策の強化	-0.11	1.28
都市基盤	10	タイプⅠ	良好な新市街地の形成(公共バス・バリアフリー等)	-0.20	1.05
	11	タイプⅠ	駅を中心とした拠点機能充実	-0.36	1.02
	12	タイプⅠ	道路整備の充実	-0.22	1.11
健康・福祉	13	タイプⅣ	地域福祉の推進(ボランティア推進・生きがいづくり等)	0.03	0.71
	14	タイプⅠ	医療体制の充実	-0.40	1.39
	15	タイプⅣ	市民の健康づくりの推進	0.03	0.77
	16	タイプⅠ	高齢者福祉の充実	-0.03	1.03
	17	タイプⅢ	障害者福祉の充実	-0.04	0.96
	18	タイプⅢ	社会保障制度の安定的運用の推進	-0.12	1.00
子育て・教育	19	タイプⅣ	家庭・地域の教育力の向上	0.02	0.90
	20	タイプⅢ	就学前教育の充実	-0.06	0.83
	21	タイプⅡ	学校教育の充実	0.01	1.03
	22	タイプⅢ	子ども・若者のフォローアップ(青少年の健全育成)	-0.08	0.90
	23	タイプⅢ	「だれでも・どこでも・いつでも」学び、楽しめる環境の充実(生涯学習・スポーツ)	-0.07	0.77
	24	タイプⅠ	子育てと仕事の調和(保育サービス・子育て支援)	-0.17	1.05
産業・文化 ・連携	25	タイプⅢ	産業の振興	-0.31	0.80
	26	タイプⅢ	農業の振興	-0.18	0.63
	27	タイプⅢ	観光の振興	-0.41	0.53
	28	タイプⅢ	あらゆる人権を守る社会づくりの確立	-0.07	0.57
	29	タイプⅢ	男女が共同参画できる地域づくり	-0.06	0.47
	30	タイプⅢ	地域コミュニティの充実・醸成	-0.04	0.53
	31	タイプⅢ	文化・国際交流への取り組みの推進	-0.14	0.37
	32	タイプⅣ	歴史文化財の保存と継承・展開	0.02	0.58
行政経営	33	タイプⅢ	地域経営システムの確立(窓口サービスの充実)	-0.02	0.72
	34	タイプⅠ	財政運営の健全化	-0.23	1.11
	35	タイプⅢ	組織活性化の推進	-0.11	0.67
	36	タイプⅢ	IT(情報通信技術)の活用	-0.10	0.64
	37	タイプⅢ	市税等の賦課・徴収の強化	-0.10	0.64
	38	タイプⅣ	広報・広聴の充実	0.10	0.60

※前ページのマトリクスには各施策の番号を表示しています。

それぞれのスコアについて平成21年調査からの変化量をみると、それぞれの上位は以下のようになります。

【市民意識調査での現在の満足度】

平成21年調査との比較でポイントが上がったもの	H21年	H25年	H27年	ポイント差 H27－H21
環境問題への取り組み強化 ※1	-0.08	0.06	0.12	0.20
ゴミの減量化とリサイクルの推進 ※2	0.17	0.28	0.33	0.16
下水道の整備	-0.09	0.06	0.05	0.14
学校教育の充実	-0.07	-0.04	0.01	0.08
高齢者福祉の充実	-0.11	-0.06	-0.03	0.08

平成21年調査との比較でポイントが下がったもの	H21年	H25年	H27年	ポイント差 H27－H21
医療体制の充実 ※3	-0.15	-0.31	-0.40	-0.25
観光の振興	-0.34	-0.40	-0.41	-0.07
産業の振興 ※4	-0.27	-0.19	-0.31	-0.04
上水道の整備	0.52	0.46	0.50	-0.02
あらゆる人権を守る社会づくりの確立 ※5	-0.06	-0.05	-0.07	-0.01

【市民意識調査での今後の重要度】

平成21年調査との比較でポイントが上がったもの	H21年	H25年	H27年	ポイント差 H27－H21
観光の振興	0.37	0.53	0.53	0.16
産業の振興 ※4	0.64	0.91	0.80	0.16
駅を中心とした拠点機能充実 ※6	0.90	1.00	1.02	0.12
あらゆる人権を守る社会づくりの確立 ※5	0.52	0.64	0.57	0.05
医療体制の充実 ※3	1.35	1.41	1.39	0.04

平成21年調査との比較でポイントが下がったもの	H21年	H25年	H27年	ポイント差 H27－H21
ゴミの減量化とリサイクルの推進 ※2	1.40	1.16	1.08	-0.32
地域経営システムの確立(窓口サービスの充実) ※7	1.01	0.72	0.72	-0.29
環境問題への取り組み強化 ※1	1.34	1.15	1.05	-0.29
高齢者福祉の充実	1.31	1.04	1.03	-0.28
障害者福祉の充実	1.16	0.94	0.96	-0.20

※1 平成21年調査項目名は「地球に優しい環境への配慮(地球環境への配慮)」

※2 平成21年調査項目名は「ごみ処理やリサイクル問題への対応」

※3 平成21年調査項目名は「日常の医療体制の充実」

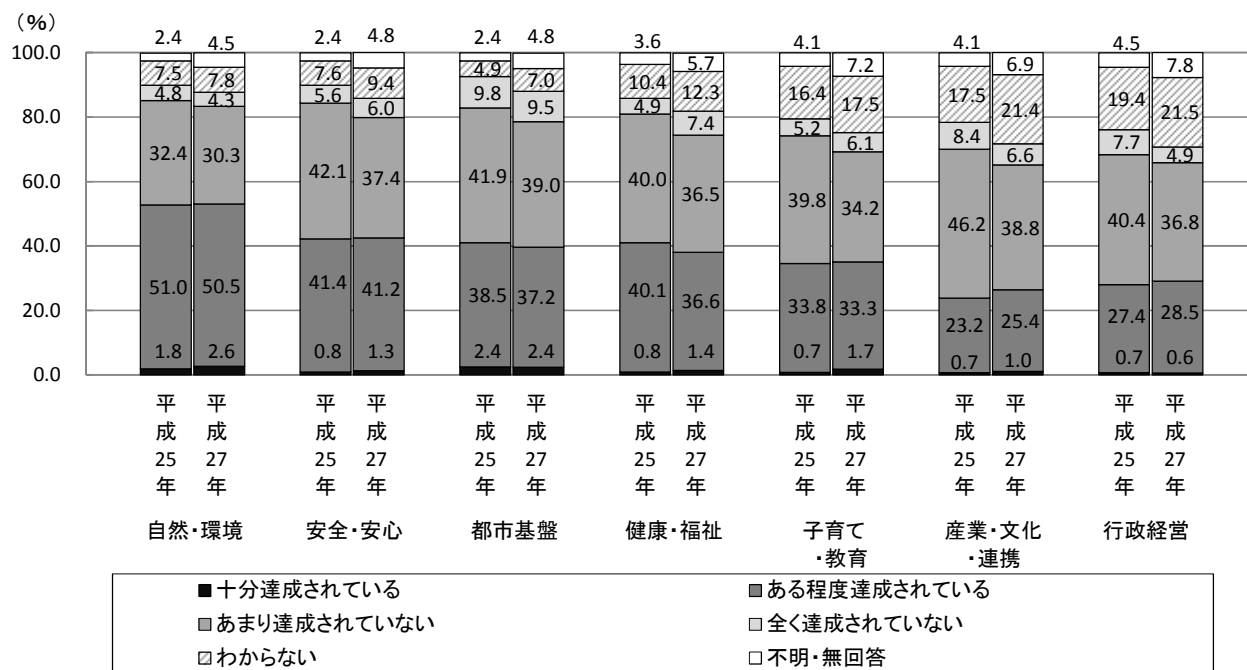
※4 平成21年調査項目名は「商工業の振興」

※5 平成21年調査項目名は「あらゆる人権を守る社会づくりと意識啓発」

※6 平成21年調査項目名は「駅前再開発や駅を中心とした拠点機能の充実」

※7 平成21年調査項目名は「市役所の窓口サービスの充実」

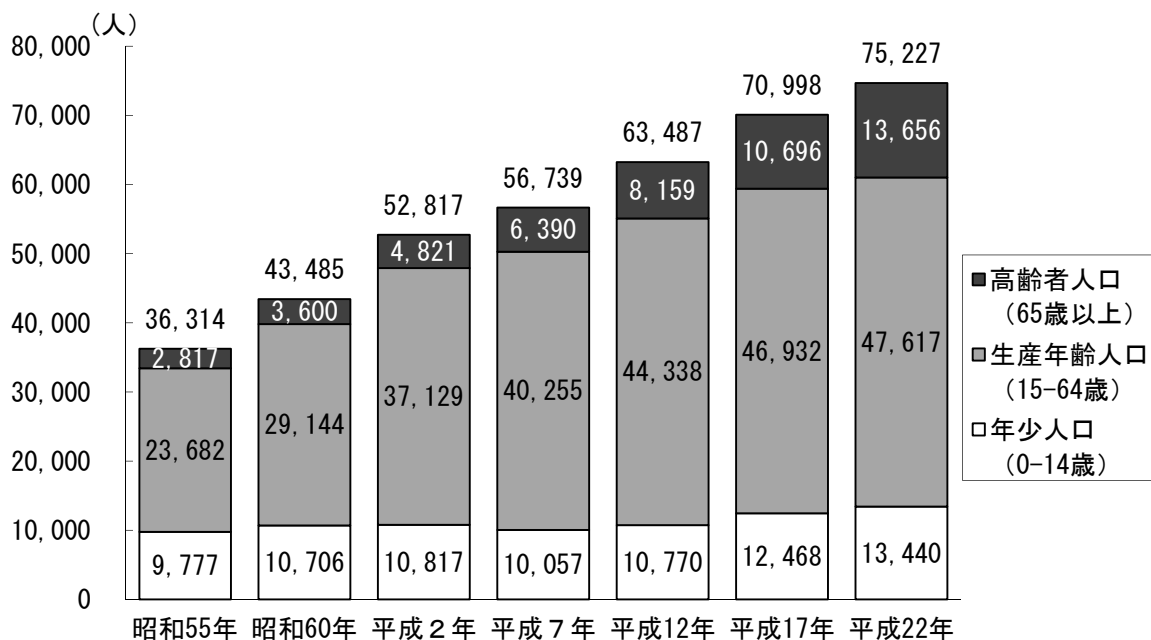
⑥政策に対する評価



(5) 総人口の推移

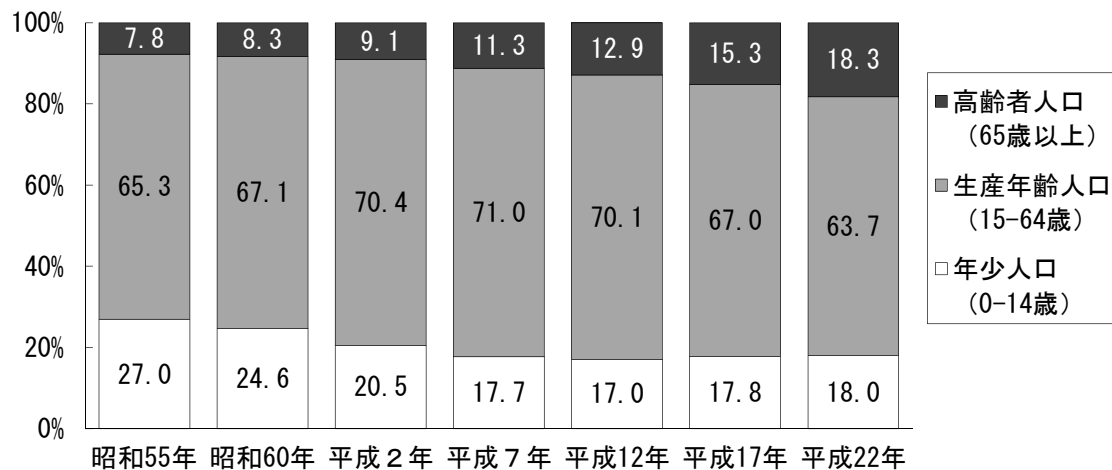
本市の人口は増加を続けており、国勢調査に基づく平成22年の人口は75,227人となっています。年齢区分別に見ても全ての年代で人口増が続いています。

■ 総人口の推移



注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない
 出典: 国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移

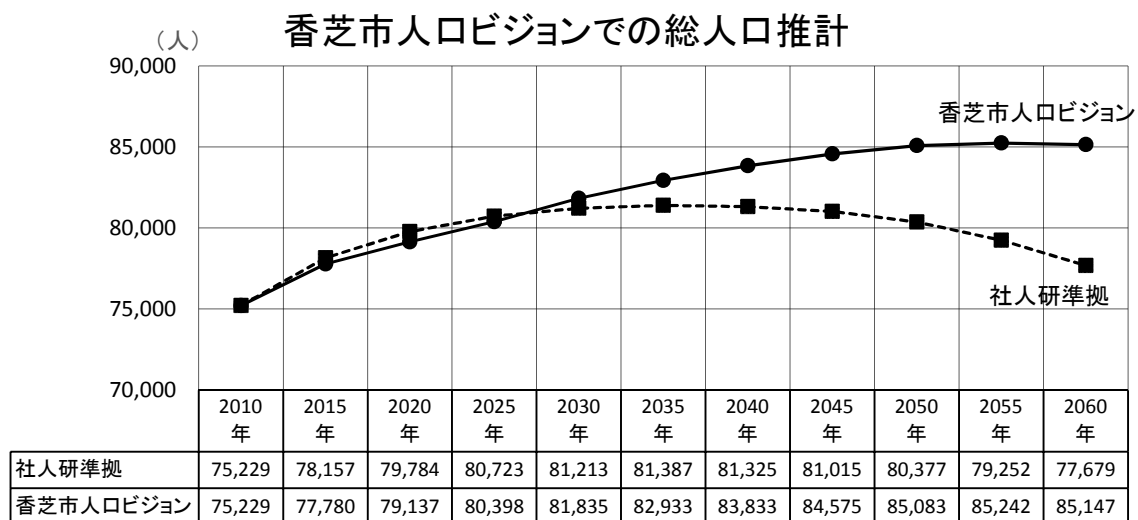


出典：国勢調査

（６）将来推計人口

本市では、「第4次香芝市総合計画後期基本計画」と「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「香芝市人口ビジョン」「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）を一体的に作成していることから、人口ビジョンに掲げた人口の目標値を総合計画に掲載します。

人口ビジョンでは、合計特殊出生率が現状のまま推移した場合として、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計に準拠した推計を掲載しています。一方で、人口の社会増を維持し、出生率の向上ができた場合は人口ビジョンで目標として掲げる推計になりますので、本市としては総合計画でまちづくりの全体方向を示しつつ、「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で人口の社会増の維持及び出生率の向上を図り、人口ビジョンに掲げる人口推計に近づけるよう施策を展開していきます。



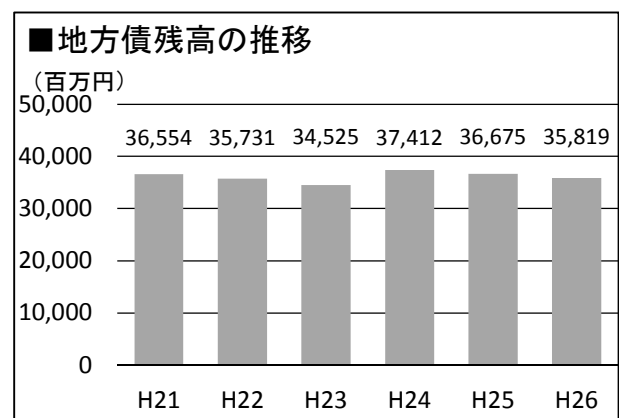
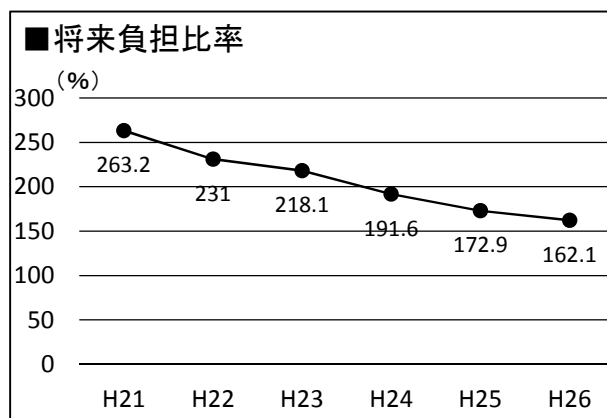
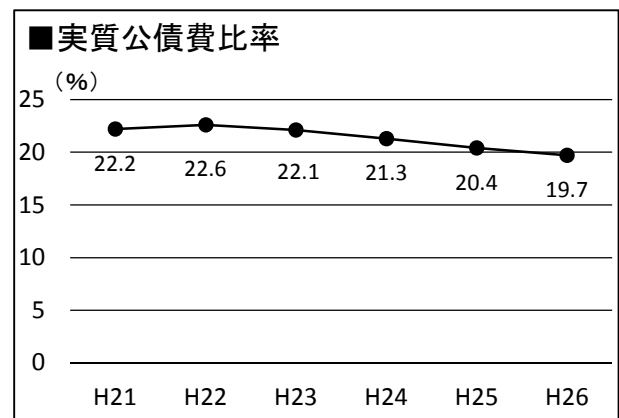
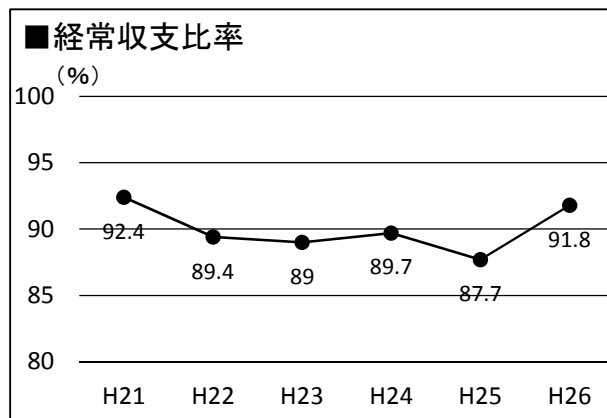
（７）財政状況について

本市は、人口が急増し、道路、駅前開発、教育施設など都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、借入金（地方債）の返済の大きさを表す実質公債費比率が早期健全化基準となる25%に近づくなど、危機的な状況を迎えたことがありました。

そうした状況に対し、継続的に実行してきた行財政改革の推進や、過去に発行した地方債を順次償還したことにより、少しずつではあるものの財政状況は改善され、実質公債費比率は平成 22 年度の 22.6%をピークに、平成 26 年度には 19.7%まで低減しました。

しかしながら、将来見込まれる財政負担を想定すると、今後の実質公債費比率に少なからず影響が及ぶことが予想されます。また、地方債の償還元金以上に地方債を発行しないという本市の方針も保つことが徐々に困難になりつつあります。

持続可能な財政基盤を確立するためには、単年度のみならず、10 年後、20 年後の香芝市を見据えた上で、将来に過大な負担を残さない計画的で実効的な事業展開を図ることが重要です。



出典：財政課

後期基本計画 各論

後期基本計画の施策体系

まちの将来像（計画全体の目標）

笑顔と元気!! 住むなら かしば

分野別将来イメージ (政策)	施策	主な取り組み
1 自然と調和した 美しい住環境を めざすまち (自然・環境)	1 ごみの減量化とリサイクルの推進	ごみ減量・再資源化の推進
	2 環境問題への取り組み強化	不法投棄対策の推進
		環境施策の推進
		ごみ収集及び処理事務
	3 自然環境（緑地）の保護	自然を利用した公園の整備・維持
		まちの緑化と林業事務
	4 住環境（景観）の保全	街区公園・親水緑地の整備・促進
景観の保全		
2 安心して、やす らぎを感じること ができるまち (安全・安心)	5 上水道の整備	美化の推進
		安全な水道の供給
	6 下水道の整備	安定した水道の供給
		信頼される水道事業の展開
	7 災害対策の充実	下水道の整備
		下水道長寿命化の促進
		防災意識の高揚
災害時の緊急体制の確立		
消防団体制の充実		
8 防犯活動の強化	住宅耐震化の促進	
	水害予防対策の推進	
	9 交通安全対策の強化	地域防犯・生活安全体制の推進
交通安全対策事業		
3 快適で便利なま ち (都市基盤)	10 良好な新市街地の形成	交通安全施設の整備
		土地利用の適正化
		バリアフリー化の促進
		土地区画整理事業の推進
		公共交通の充実
	11 駅を中心とした拠点機能充実	住居の表示の整備
		地域拠点としての駅周辺整備
4 心豊かに健康に 暮らせるまち (健康・福祉)	12 道路整備の充実	都市計画道路の整備
		生活道路等の安全性の確保
	13 地域福祉の推進	地域で支え合う仕組みづくり
		総合的な福祉サービスの提供
	14 医療体制の充実	医療体制充実事業
		母子保健の充実
	15 市民の健康づくりの推進	感染症予防対策の充実
健康的な生活習慣の推進		
介護保険制度の適切な運用		
高齢者の生きがい健康づくり		
障がい者福祉の充実		障がいのある人への生活支援
18 社会保障制度の安定的運用の推進		生活保護制度の適正運用
	国民年金制度の適正運用	
	国民健康保険制度の適正運用	

分野別将来イメージ (政策)	施策	主な取り組み
5 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが生涯輝いていられるまち (子育て・教育)	19 家庭・地域の教育力の向上	家庭教育の充実 地域教育力の向上
	20 就学前教育・保育の充実	就学前教育の充実 就学前教育環境の整備
	21 学校教育の充実	児童生徒の学力・体力の向上 安心して学べる教育環境の整備 信頼される学校づくり
	22 子ども・若者のフォローアップ (青少年の健全育成)	子どもの居場所づくり 広報啓発の強化 子ども見守り活動の推進・体験学習の推進 適応指導の充実
	23 「いつでも・どこでも・だれでも」 学び、楽しめる環境の充実	生涯学習機会の充実 中央公民館活動の活性化 図書館機能の充実 スポーツ活動の充実
	24 子育てと仕事の調和	保育環境の充実 子育て家庭への支援 学童保育の充実
6 みんなで創る豊かで 将来性のあるまち (産業・文化・連携)	25 産業の振興	商工振興事業 雇用の促進 消費者生活の向上
	26 農業の振興	農業・地産地消の推進
	27 観光の振興	観光振興事業
	28 あらゆる人権を守る社会づくりの確立	人権意識の高揚
	29 男女が共同参画できる地域づくり	男女共同参画によるまちづくりの推進 コミュニティ意識の高揚
	30 地域コミュニティの充実・醸成	市民活動団体の支援・育成 市民協働まちづくりイベントの実施
	31 文化・国際交流への取り組みの推進	文化・国際交流推進事業
	32 歴史文化財の保存と継承・展開	博物館機能の充実 史跡整備の推進 文化財の保護啓発
7 市民の信頼を得られる 最適経営の自立したまち (行政経営)	33 地域経営システムの確立	総合計画の管理 地域力・広域連携の活用推進 窓口サービスの充実
	34 財政運営の健全化	財政指標の改善 公有財産の維持管理及び活用計画 入札・検査体制の充実
	35 組織活性化の推進	人事管理の徹底 人材育成の充実 組織適正化の推進
	36 I T (情報通信技術) の活用	電子自治体の推進 基幹システムの安定的運用
	37 市税等の賦課・徴収の強化	課税の適正化 収納(徴収)率の向上 徴収体制の強化
	38 広報・広聴の充実	市政情報の提供 広聴機能の充実

基本計画の構成

基本計画では、見開き左ページに各分野の現状と課題、現状に関連する統計資料などを掲載するとともに、各施策の取り組み方針を掲載しています。

一方、見開き右ページには、各施策での主な取り組み及び主な事業を掲載し、行政の取り組み内容を明確にしています。また、施策に応じた数値目標としてめざそう値を設定するとともに、市民一人ひとりができることを掲載し、協働のまちづくりを示す構成となっています。

施策 1 ごみの減量化とリサイクルの推進

主な担当部局：市民環境部

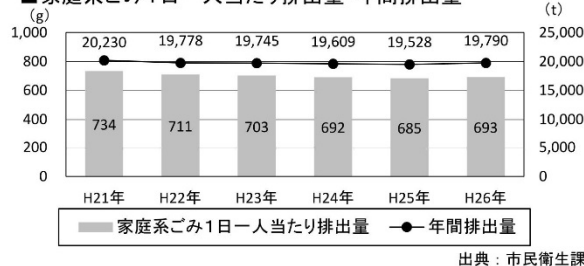
【現状と課題】

- 本市の家庭から排出される1日一人当たりのごみ排出量は、平成16年度が810グラム、平成26年度が693グラムです。
- 過去10年で1日一人当たりの排出量は、約14.4%減少しています。これは、市民の環境問題に対する意識が高まってきたことによるものと推測されます。
- 市民意識調査において、基本施策の今後の重要度については、ごみの減量化とリサイクル問題への対応が高く、市民の意識も高まってきています。しかし、平成23年度の本市のリサイクル率は19.0%で、全国平均の20.4%をやや下回っています。
- 今後、さらなるごみの減量化・資源化を図っていくためには、市民や事業所に対して、ごみの発生抑制に向けた具体的な活動を実践できるための体制や支援策を整えていく必要があります。

【現状と課題】

これまでの取り組みのほか、社会潮流の整理・分析などから把握した実態、直面している課題を掲載しています。

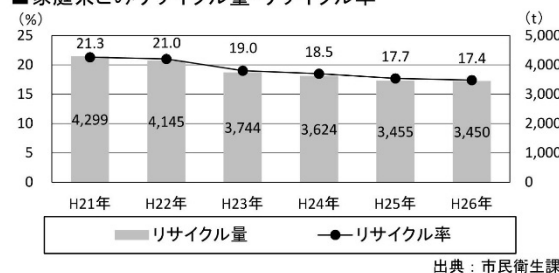
■家庭系ごみ1日一人当たり排出量・年間排出量



グラフの掲載

現状に関連する統計や意識調査結果等のグラフを掲載することにより、視覚的にも現状がわかりやすく把握できるようにします。

■家庭系ごみリサイクル量・リサイクル率



【基本方針】

- 各家庭や事業所の取り組みに対する支援や情報の提供を充実させるとともに、分別収集による資源回収の実現に向けたシステムの導入を図ります。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを促進し、ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ない社会の構築をめざします。

【基本方針】

現状と課題を受け、各施策の取り組み方針を掲載しています。

【主な取り組み】

施策に基づいて取り組む内容及び主な事業を掲載し、取り組み内容を明確にしています。

【主な取り組み】**ごみ減量・再資源化の推進**

主な事業	内容
一般廃棄物事務	一般廃棄物の適正処理を行うことにより、ごみ減量及び再資源化の推進を図ります。
ごみ減量及び資源化推進事業	生ごみ処理機購入支援、集団資源回収活動支援事業等、市民の再資源化活動を支援します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
ごみの排出量(家庭系1日一人当たり)	g	ごみ総量/人口/年間日数	685	693	—	650
リサイクル率(家庭系)	%	リサイクル量/ごみ総量	17.7	17.4	—	23.0

【市民一人ひとりができること】

前期基本計画策定時の市民討議会等のご意見から、市民一人ひとりの役割・活動(自助)の内容を掲載し、協働のまちづくりを進めます。

【めざそう値】

これまでの取り組みや各種事業から指標を設定し、それぞれの指標ごとに近年の推移と目標値を具体的に掲げることで、取り組みの適切な評価・改善につなげていきます。

【市民一人ひとりができること】

- ・ごみの発生をおさえる
- ・買物時にマイバッグを持参する
- ・ごみの分別を徹底する

【関連部門計画(計画期間)】

- ・香芝市環境基本計画(平成20～29年度)

【関連部門計画】

関連する部門別の計画を掲載し、総合計画と個別分野計画の連携を図りながら施策を展開します。

政策1 自然と調和した美しい住環境をめざすまち

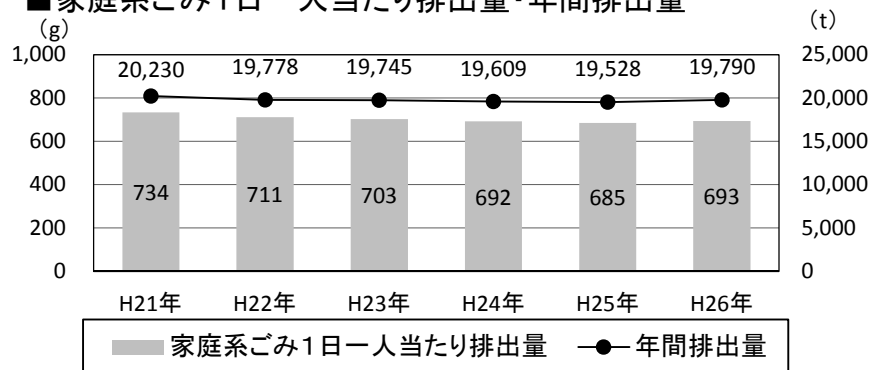
施策1 ごみの減量化とリサイクルの推進

主な担当部局：市民環境部

【現状と課題】

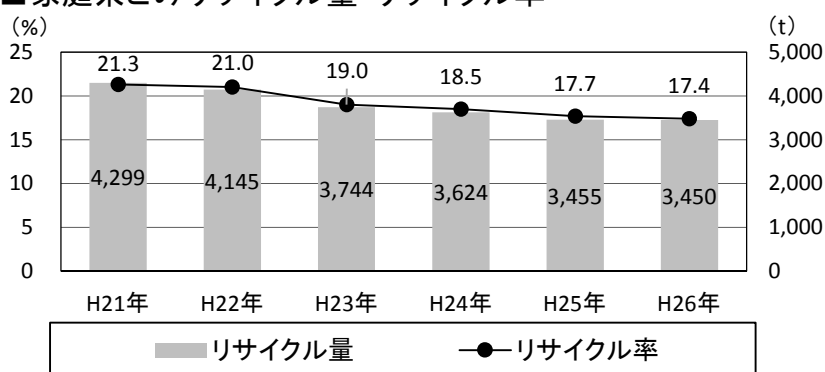
- 本市の家庭から排出される1日一人当たりのごみ排出量は、平成16年度が810グラム、平成26年度が693グラムです。
- 過去10年で1日一人当たりの排出量は、約14.4%減少しています。これは、市民の環境問題に対する意識が高まってきたことによるものと推測されます。
- 市民意識調査において、基本施策の今後の重要度については、ごみの減量化とリサイクル問題への対応が高く、市民の意識も高まっています。しかし、平成23年度の本市のリサイクル率は19.0%で、全国平均の20.4%をやや下回っています。
- 今後、さらなるごみの減量化・資源化を図っていくためには、市民や事業所に対して、ごみの発生抑制に向けた具体的な活動を実践できるための体制や支援策を整えていく必要があります。

■家庭系ごみ1日一人当たり排出量・年間排出量



出典：市民衛生課

■家庭系ごみリサイクル量・リサイクル率



出典：市民衛生課

【基本方針】

- 各家庭や事業所の取り組みに対する支援や情報の提供を充実させるとともに、分別収集による資源回収の実現に向けたシステムの導入を図ります。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを促進し、ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ない社会の構築をめざします。

【主な取り組み】

ごみ減量・再資源化の推進

主な事業	内容
一般廃棄物事務	一般廃棄物の適正処理を行うことにより、ごみ減量及び再資源化の推進を図ります。
ごみ減量及び資源化推進事業	生ごみ処理機購入支援、集団資源回収活動支援事業等、市民の再資源化活動を支援します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
ごみの排出量（家庭系 1 日一人当たり）	g	ごみ総量 ／人口／年間日数	685	693	—	→	650
リサイクル率（家庭系）	%	リサイクル量 ／ごみ総量	17.7	17.4	—	→	23.0

【市民一人ひとりができること】

- ・ ごみの発生をおさえる
- ・ 買物時にマイバッグを持参する
- ・ ごみの分別を徹底する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市環境基本計画（平成 20～29 年度）

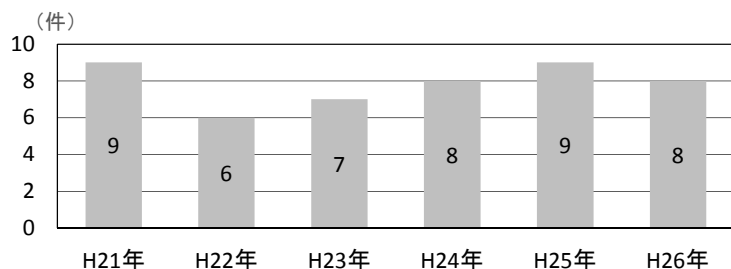
施策 2 環境問題への取り組み強化

主な担当部局：市民環境部・都市創造部

【現状と課題】

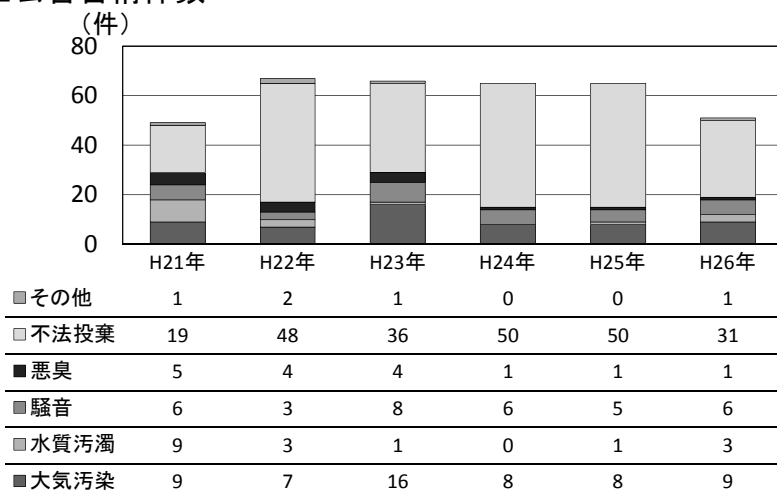
- 本市の大きな魅力のひとつとして、豊かな自然環境のもとで、すがすがしい都市的な生活環境が整っていることがあげられ、これまでその環境を市民・事業者・行政が連携し守り続けてきました。
- 環境問題は、市民一人ひとりの行動や事業者・行政の役割に応じたそれぞれの行動、連携した行動により解決されるべき問題であるため、行政として、環境学習を通じた気づきや、市民に行動を促すための効果的な施策、働きかけなどを実施する必要があります。

■出前講座等開催実績



出典：市民衛生課

■公害苦情件数



出典：市民衛生課

【基本方針】

- 市民一人ひとりが地球環境に対する高い意識を持ち、市民・事業者・行政が連携を図りながら、環境にやさしい持続可能な循環型社会が円滑に形成され、環境への負荷が小さい、健康的な市民生活が営まれるよう事業展開を行います。

【主な取り組み】

不法投棄対策の推進

主な事業	内容
不法投棄防止啓発事業	市のイベント時において、不法投棄撲滅のポスターの展示やチラシの配布などを行います。
美化運動事業	自治会・ボランティア団体等による清掃活動を支援します。

環境施策の推進

主な事業	内容
環境施策啓発事業	持続可能な社会を実現するため、学校や家庭で環境にやさしいライフスタイルの実現に向け、環境学習を推進します。
地球温暖化対策推進事業	市民や事業者に対し、環境負荷の少ないリサイクル燃料等の普及・啓発に努めます。
生活環境保全事業	職員が率先して地球温暖化防止対策の推進を図り、環境問題に対する意識高揚に努めます。

ごみ収集及び処理事務

主な事業	内容
環境施設整備事業	焼却場施設（美濃園）の老朽化に伴い、施設の建替え建設事業を進めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
出前講座等	件	環境問題に関する市民等からの依頼講座数	9	8	—	➡	13
環境基本計画 環境 保全施策進捗率	%	環境保全施策の環境指標達成数／全環境保全 施策の環境指標数	67.7	67.7	—	➡	75.0

【市民一人ひとりができること】

- ・ 節電を心がける
- ・ ごみのポイ捨てをしない
- ・ 門前清掃や一斉清掃を実施する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市環境基本計画（平成 20～29 年度）

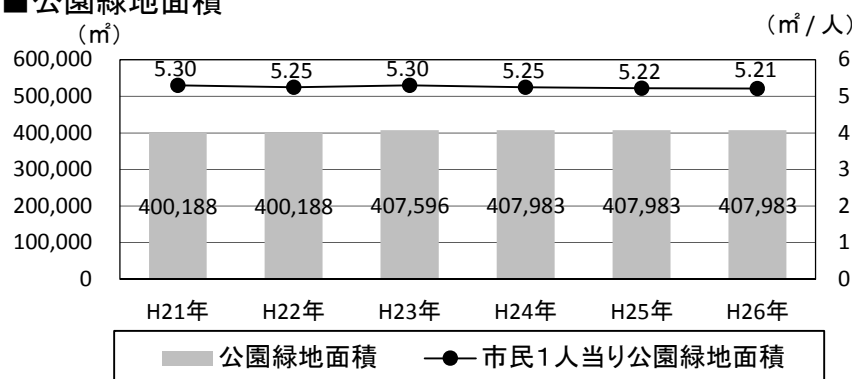
施策3 自然環境(緑地)の保護

主な担当部局:都市創造部

【現状と課題】

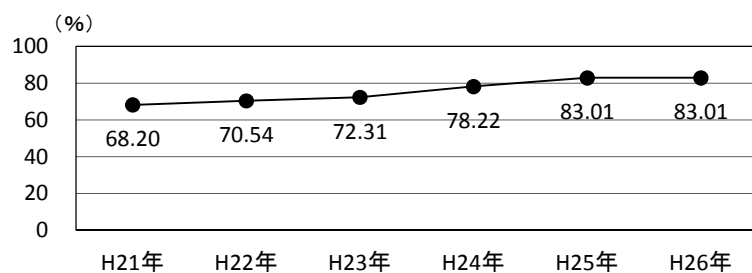
- 香芝総合公園については、総合プール部分は供用開始しているものの、それ以外の区域については具体的な事業段階に至っていないのが現状です。
- 香芝市スポーツ公園については、将来へのまちづくりへの投資という視点に立って、財政に過度の負担を与えることのないよう、市民の理解を得た上で事業を進める必要があります。
- 街区公園や親水緑地を含めた公園・緑地の整備は市街地では用地の確保等が非常に難しく、市民ニーズにあった場所での整備が困難であるのが現状です。

■公園緑地面積



出典:農政土木管理課

■スポーツ公園用地取得率(第1期事業認可区域)



出典:土木課

【基本方針】

- 香芝総合公園については、当面、既設の総合プールを核として、周囲との一体的な環境整備について検討します。また、香芝市スポーツ公園については、長期的かつ計画的に公園の整備を図ります。
- 都市化が一層進むなか、自然環境の保全に努めるとともに、地域の自然と調和した新たな都市景観を創出していくなど、個性のある美しい景観を形成していきます。
- 市内全域の公園・緑地の配置や地元要望等を踏まえたなかで、街区公園や親水緑地等の整備を図ります。

【主な取り組み】

自然を利用した公園の整備・維持

主な事業	内容
香芝総合公園整備事業	周囲との一体的な環境整備を推進するとともに、整備内容等を精査した中で事業を進めます。
香芝市スポーツ公園整備事業	自然環境と調和した施設にあわせて、広域避難地として防災施設の整備を計画的に進めます。

まちの緑化と林業事務

主な事業	内容
街路樹等の保護・育成事業	定期的な剪定・消毒を行い、街路樹の保護育成に努めます。

街区公園・親水緑地の整備・促進

主な事業	内容
街区公園・親水緑地整備事業	市民が身近に楽しめる街区公園等の整備を計画的に進めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
「自然環境(緑地)の保護」に対する満足度	%	市民意識調査で「とても満足+ある程度満足」と回答した人数/全回答者数	25.1	—	29.3	40.0



【市民一人ひとりができること】

- ・個人の山林、農地、家屋の維持・美化に努める
- ・地主と地域協働して山林の保全をする

【関連部門計画(計画期間)】

- ・香芝市都市計画マスタープラン(平成17～27年度) ※平成28年度改訂予定
- ・香芝市緑の基本計画(平成13～32年度)

施策４ 住環境(景観)の保全

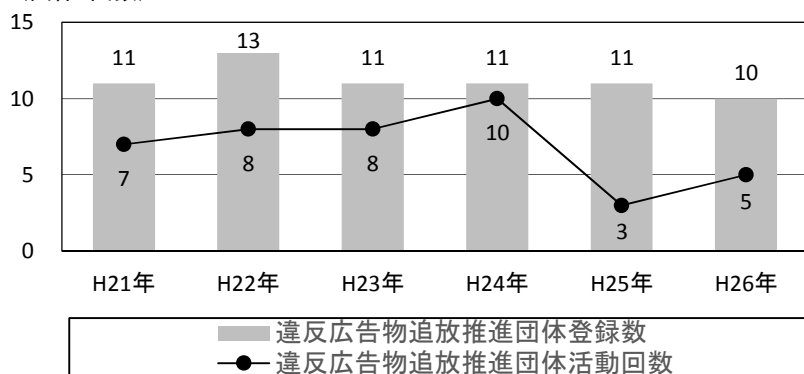
主な担当部局：都市創造部

【現状と課題】

- 現在、本市は交通の利便性に恵まれ、急激な宅地開発によって都市化が進んでいます。一方では豊かな自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されており、これから景観の保全に努めるとともに、地域の自然、歴史景観と調和した新たな都市景観を創出していく必要があります。
- 特に屋外広告物に関しては、未届広告物及び違反簡易広告物の大量掲出による景観の悪化、風致のびらん、一般市民に対する危害が危惧されるので、違反屋外広告物の指導と啓発に努めるとともに、景観法に基づく景観計画の策定に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■違反広告物追放推進団体登録数・活動回数

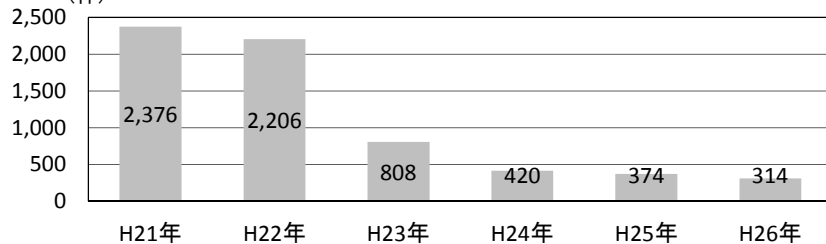
(団体・回数)



出典：都市計画課

■違反広告物年間簡易除却件数

(件)



出典：都市計画課

【基本方針】

- 秩序ある屋外広告物と調和した美しいまち並み景観を形成するため、必要に応じて地域住民や地権者等の意向、合意形成を前提とした地区計画等の活用を図り、また、美しい景観づくりに努めるため、地域を主体とした景観形成の仕組みづくりについて検討します。
- 地域の美化活動を促進するため、「花と緑でまちをきれいにしよう」という認識のもとに、美化活動団体による花づくりや沿道へのプランター設置などに努めます。

【主な取り組み】

景観の保全

主な事業	内容
屋外広告物規制事業	違反広告物の指導と啓発に努めるとともに、違反広告物追放推進団体の認定を受けた団体による除却作業を推進します。

美化の推進

主な事業	内容
街路美化推進事業	定期的に道路の草刈、側溝の清掃等を行い、まちの美化に努めます。
都市公園美化促進事業	公園施設の状況を調査し、緑あふれる美しい街並み、住環境を保全します。
都市公園安全性向上事業	定期的な点検とともに遊具設置の可否も含めて多様な公園のあり方を研究します。
河川維持管理事業	河川の土砂上げ、河川敷の草刈等を行い河川環境の保全や氾濫抑制に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
違反広告物追放推進団体登録数	団体	各自治会等における活動団体数	11	10	9	15
違反広告物追放推進団体活動回数	回	活動団体における年間活動合計回数	3	5	—	15*

※各団体年間 1 回程度

【市民一人ひとりができること】

- ・各家庭で芝生や花・木を植え緑化を図る
- ・公園で出したごみは各自が持ち帰る
- ・花いっぱい運動等に取り組む

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市緑の基本計画（平成 13～32 年度）
- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成 17～27 年度） ※平成 28 年度改訂予定
- ・香芝市環境基本計画（平成 20～29 年度）

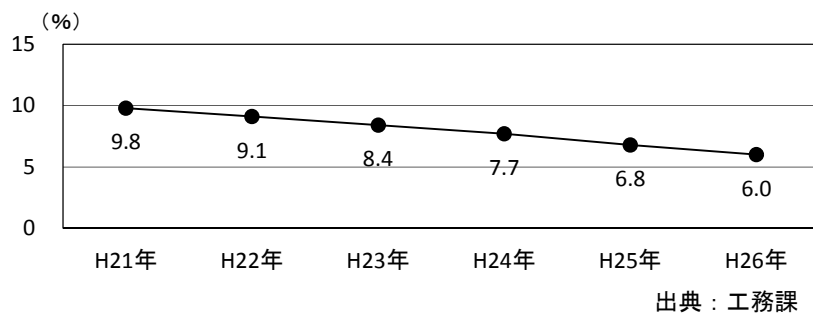
施策5 上水道の整備

主な担当部局：上下水道部

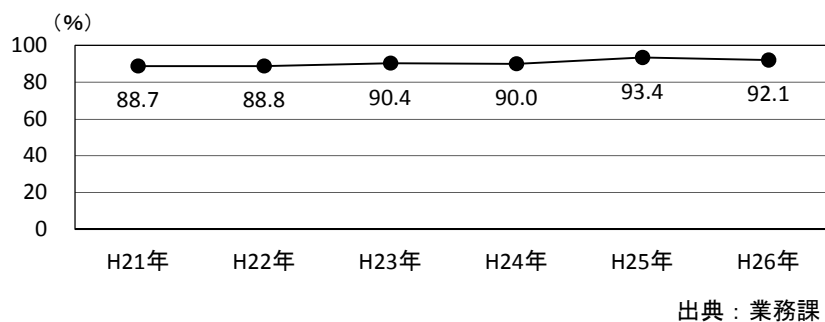
【現状と課題】

- 本市の上水道は、水源が奈良県営水道からの100%供給であり、受水してから蛇口までの水質管理を行っています。
- 近年発生が懸念されている海溝型の東南海・南海地震等に備え、災害時においてもその影響を最小限に抑えることが可能な水道施設の耐震化、応急対策及び防災体制の構築が求められています。
- 今後もサービスの向上を図りながら、経営の健全化に取り組む必要があります。
- 熟練職員から若手職員への技術の継承及び環境対策への取り組みが求められています。

■鉛製給水管率



■水道料金回収率



【基本方針】

- 「快適な水道サービスと安定した水道事業を目指して」という基本理念の実現に向けて、市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な水を、安全でおいしく、安定的に供給するとともに、環境に配慮した事業の展開を推進します。

【主な取り組み】

安全な水道の供給

主な事業	内容
水質管理体制充実事業	水質管理を継続するとともに、配水地の安全な運用及び配水管の計画的な放水洗管を行い、管路内の衛生面の向上を図ります。
鉛製給水管早期解消事業	平成 32 年度までに使用率を 3 %未満とし、老朽管更新と併せて計画的に布設替えを行い、早期に全廃をめざします。

安定した水道の供給

主な事業	内容
水道施設耐震化事業	耐震化計画に基づき、施設が破損した場合に二次災害を生じるおそれが高い地域及び基幹管路を優先的に耐震化します。
応急対策充実事業	災害時の人員の配備体制、応急給水用品の整備、飲料水貯水槽施設の設置を行います。
水道施設の計画的な更新改良事業	将来の人口減少及び水道使用量の低下等をふまえて、管網整備計画に基づき効率的に修繕・補修を行い、施設の延命化を図ります。

信頼される水道事業の展開

主な事業	内容
経営健全化事業	給水原価と供給単価の差の縮減に努めるとともに料金回収率の上昇を図ります。また、県営水道に対する料金値下げ等の要望を行います。
業務委託適正化事業	随意契約により契約している業務に関して、今後、適正な入札制度の導入を行うとともに、包括的な業務委託の検討を行います。
お客さまサービス向上事業	ホームページ等による情報提供、料金収納窓口の拡大を図ります。また、平成 27 年 7 月に開設した受付センターの窓口サービスの充実を行います。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
鉛製給水管率	%	鉛製給水管使用件数 ／給水件数	6.8	6.0	—	➡	2.8
水道料金回収率	%	供給単価／給水原価	93.4	92.1	—	➡	100

【市民一人ひとりができること】

- ・ 節水に努める
- ・ 水道管漏水箇所の通報に協力する
- ・ 災害時に備えて水を確保する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市水道事業中長期基本計画 地域水道ビジョン（平成 22～42 年度）

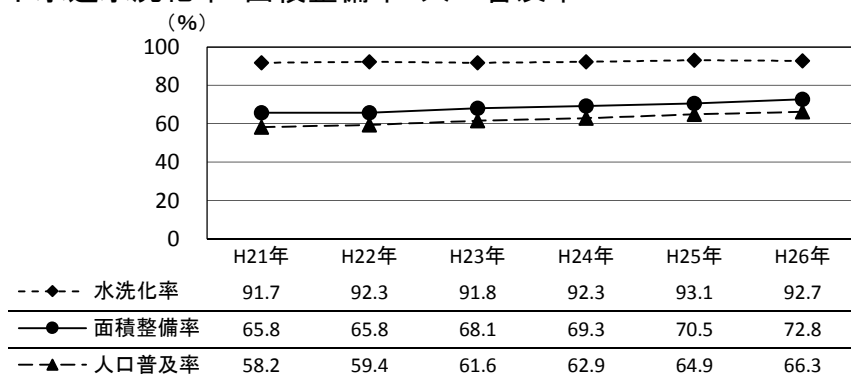
施策 6 下水道の整備

主な担当部局：上下水道部

【現状と課題】

- 公共下水道は、市民生活に快適性をもたらすだけでなく、本市の豊かな自然環境を守るとともに、河川等の公共用水域の水質保全など生活環境の向上につながる重要な役割を担っています。
- 事業実施にあたっては、より一層の効果的かつ重点的な執行が必要とされており、その一環として投資費用に対する発現効果を定量的に分析する費用対効果分析を実施しています。
- 維持管理、改築への投資による財政への影響を考慮し、適正な施設の延命化及び改築を連携したストックマネジメントを行う必要があります。

■下水道水洗化率・面積整備率・人口普及率



出典：下水道課

【基本方針】

- 供用開始区域においては、下水道の役割を周知し、水洗化率の向上につなげます。
- 維持管理においては、下水道長寿命化事業を進めるとともに、市全体を対象として、公共下水道あるいは合併浄化槽等の各種汚水処理施設の適切な役割分担を検討し、効果的、効率的な汚水処理施設の整備を図ります。
- 「下水道長寿命化計画」等に基づき、計画的な事業展開を図ります。

【主な取り組み】

下水道の整備

主な事業	内容
公共下水道管渠整備事業	幹線管渠の整備を進めるとともに、面的整備を進め、供用開始区域の拡大を図り普及率の向上を図ります。
下水道維持管理事業	マンホールポンプ施設の保守点検や、下水排水基準に適合しない汚水を排出する事業所への指導を行います。
水洗化促進啓発事業	供用開始区域において、下水道への未接続世帯に対し戸別訪問し、接続を促すとともに水洗化の普及促進と水洗化率の向上に努めます。

下水道長寿命化の促進

主な事業	内容
下水道長寿命化事業	管路施設の老朽化による道路陥没事故等を未然に防止し、施設の延命化を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
下水道の水洗化率	%	下水道接続人口 ／下水道処理人口	93.1	92.7	—	→	95.0
下水道の面積整備率	%	供用開始面積 ／事業認可区域面積	70.5	72.8	—	→	75.0
下水道の人口普及率	%	下水道処理人口 ／行政区域内人口	64.9	66.3	—	→	76.0

【市民一人ひとりができること】

- ・下水道へ接続する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市下水道全体計画（平成 22～37 年度）
- ・下水道長寿命化計画（平成 21 年度～）

政策2 安心して、やすらぎを感じることができるまち

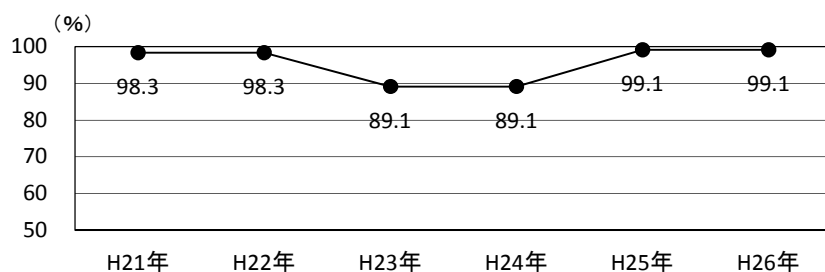
施策7 災害対策の充実

主な担当部局：市民環境部・都市創造部

【現状と課題】

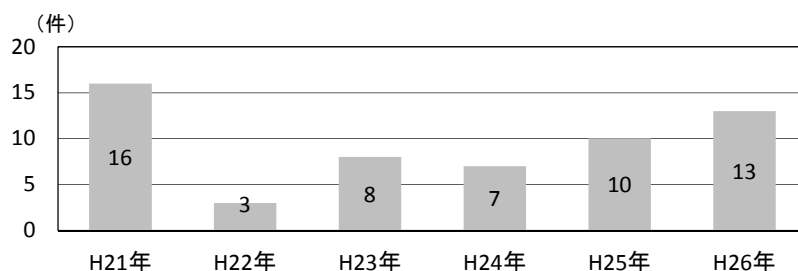
- 地震、風水害や武力攻撃事態時において正確な情報をいち早く収集し、早急に情報を市民に伝達できる消防・防災危機管理体制を早急に整備する必要があります。
- 災害時において地域の防災リーダーとして対応できる人づくりが求められています。
- 地震に強いまちづくりをめざして、一般住宅の耐震診断費用の補助を行っていますが、申込件数が少ないのが現状で、既存建築物の耐震化を計画的に進めるため、今後市民の防災意識を高めていく必要があります。

■自主防災組織率



出典：生活安全課

■消防団出動件数



出典：生活安全課

【基本方針】

- 国、県等との各種防災関係システムの活用により正確な情報収集を行い、市と消防団・香芝消防署・香芝警察署が連携することによって市民に対する安全の向上を図ります。
- 消防防災の中核としての消防団の活性化を進め、消防資機材を充実することで水火災時の技術向上を図り、地域防災体制の強化を図ります。
- 災害が発生したときの地域による初期防災力の向上のため、自主防災組織の育成・活性化推進の支援を行います。
- 全市的な防災への取り組みに関する基本計画となる「地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織を核として市民の防災意識の向上を図り、市全体としての総合的な防災力の強化を図ります。

【主な取り組み】

防災意識の高揚

主な事業	内容
防災意識啓発事業	広報紙、ホームページ、出前講座等を活用し、市民への防災意識の啓発を行います。また、災害を想定した訓練により職員の災害対応能力の向上を図ります。

災害時の緊急体制の確立

主な事業	内容
防災用品等備蓄事業	災害時における生活必需品、医療品、非常食等の備蓄を行い、指定避難所となる各学校等への配置や災害備蓄倉庫の管理を行います。
地域防災対策計画関連事務	毎年地域防災計画に検討を加え、必要がある場合は修正します。自治会等と連携し、災害時要援護者の避難支援体制を確立します。

消防団体制の充実

主な事業	内容
消防団活性化事業	自主防災組織、消防署等との連携を図り、きめ細やかな防火意識の向上を推進するため、団員の加入促進を図ります。ポンプ車、消防資機材等の購入を計画的に進め、消防団の装備充実を図ります。

住宅耐震化の促進

主な事業	内容
住宅耐震化啓発支援事業	地震に強いまちづくりの推進のため、広報等で意識啓発や補助制度を市民に周知することにより、市民の防災に対する意識高揚をめざします。

水害予防対策の推進

主な事業	内容
浸水対策事業	市管理河川や水路の浸水被害に対する事業を実施します。
大和川流域総合治水対策事業	局地的豪雨による浸水被害に対応するため、ため池を活用した貯留施設の整備を計画的に進めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
公共施設の耐震化率	%	公共施設耐震済棟数 ／公共施設全棟数	79.0	82.4	—	➡	100
自主防災組織率	%	組織されている地域世帯数 ／市内世帯数	99.1	99.1	—	➡	100

【市民一人ひとりができること】

- ・ 地域防災訓練に参加する
- ・ 火災予防に努める
- ・ 家庭内で防災用品を備蓄する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市地域防災計画（平成 26 年度修正）
- ・ 香芝市水防計画（平成 27 年度～）

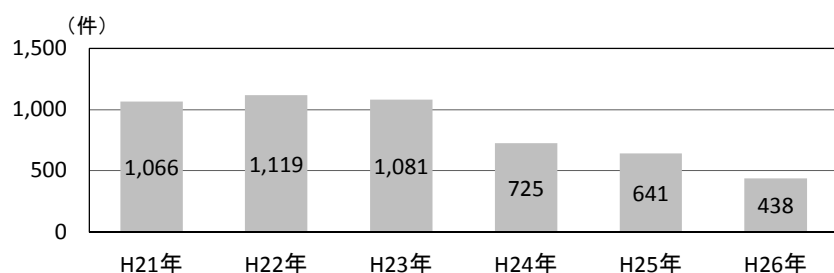
施策 8 防犯活動の強化

主な担当部局：市民環境部

【現状と課題】

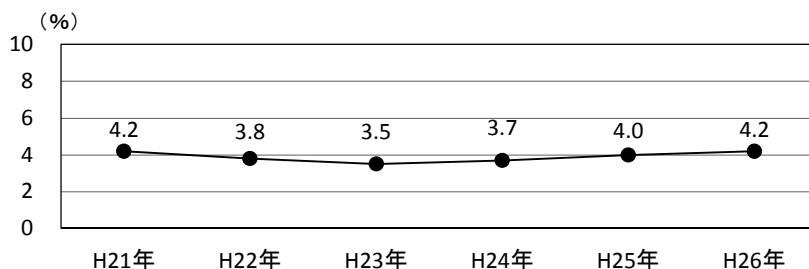
- 自分たちの地域は自分たちで守るという市民一人ひとりの意識を高め、犯罪の防止に配慮した安全で住み良い地域社会を構築する必要があります。
- 安全・安心なまちづくりのため、市民と警察との連携を図り、防犯に対する市民の意識の高揚と自主的活動の推進を図ります。

■ 刑法犯発生件数



出典：奈良県警「市町村別犯罪発生状況」

■ 「こども110番の家」協力率



出典：生活安全課

【基本方針】

- 香芝警察署と地域安全推進委員との連携を密にした安全・安心なまちづくりを進めます。
- 犯罪のない明るい社会を築いていくため、総合的な防犯対策を進めていくとともに、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

地域防犯・生活安全体制の推進

主な事業	内容
防犯意識高揚事業	防犯啓発をさらに進め、各自治会の自主防犯組織の活動を支援します。
生活安全推進事業	香芝警察署等との連携を密にし、見守り活動など防犯対策を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
刑法犯発生件数	件	年間刑法犯発生件数	641	438	—	→	420
「こども 110 番の家」 の協力率	%	「子ども 110 番の家」の 協力世帯数／市内世帯 数	4.0	4.2	—	→	5.5

【市民一人ひとりができること】

- ・戸締りの強化をする
- ・子ども等の見守り活動を行う
- ・「一戸一灯」運動を行う
- ・地域住民による防犯パトロールを実施する

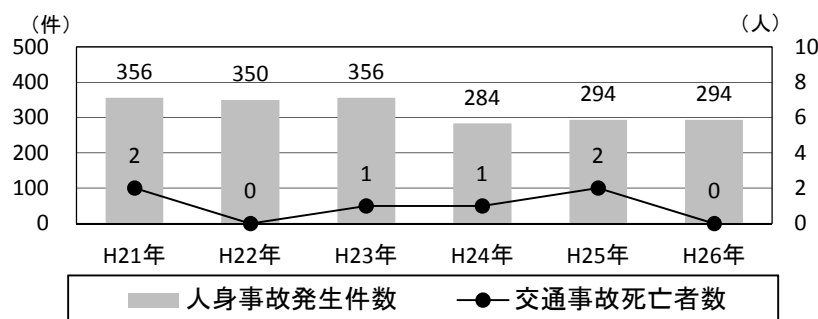
施策 9 交通安全対策の強化

主な担当部局：市民環境部・都市創造部

【現状と課題】

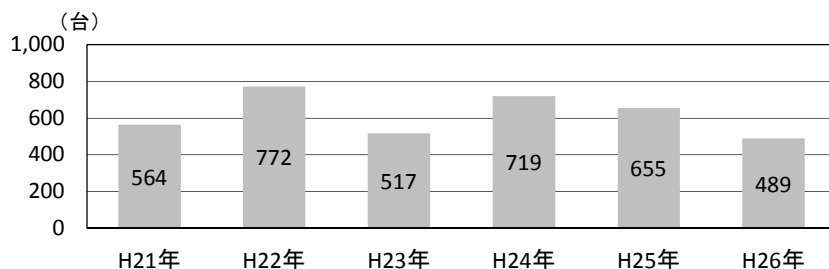
- 交通安全対策は市民一人ひとりの意識が大切です。一過性に終わらない市民への交通マナーの普及徹底を図り、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子どもや高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に行うとともに、歩行者等の安全を守るため交通安全施設の整備を進める必要があります。
- 市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、交通事故のないまちづくりを推進していく必要があります。

■人身事故発生件数・交通事故死亡者数



出典：奈良県警「人身事故発生状況」

■放置自転車等撤去台数



出典：生活安全課

【基本方針】

- 地域における主体的な活動が大切なため、地域の特性に応じた取り組み等により、市民参加型の交通安全活動を推進します。さらに、市民の安全な交通環境を確保するため、放置自転車対策を進めるとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を推進します。

【主な取り組み】

交通安全対策事業

主な事業	内容
交通安全対策啓発事業	香芝警察署と連携を図り、幼稚園や小学校での交通安全教室と市民に対しての交通事故防止の啓発活動を推進します。
自動車駐車場維持管理事業	近鉄五位堂駅周辺道路の円滑化と、自動車利用者の利便を図ります。
放置自転車等指導・移動・保管事業	放置自転車等禁止区域での指導、啓発を行い、放置自転車の解消を図ります。
自転車等駐車場維持管理事業	鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、まちの美観を維持し、自転車等利用者の利便を図ります。

交通安全施設の整備

主な事業	内容
交通安全施設整備事業	道路が持つ様々な機能を効果的に発揮させるため、地域住民の要望を把握し安全性や利便性を検討するとともに交通安全施設の整備・維持管理の充実に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
交通事故死者数	人	年間事故死者数	2	0	—	→	0
放置自転車等撤去台数	台	年間放置自転車等撤去台数	655	489	—	→	350

【市民一人ひとりができること】

- ・ 交通ルールを遵守する
- ・ 交通安全講習等を受講する
- ・ 家庭内で交通マナーの教育をする
- ・ 路上等へ自転車の放置をしない

政策3 快適で便利なまち

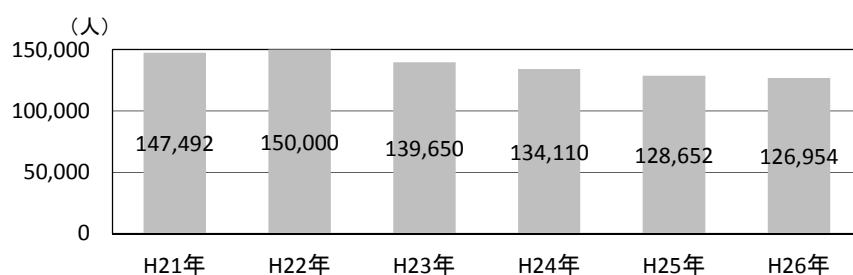
施策 10 良好な新市街地の形成

主な担当部局：市民環境部・都市創造部

【現状と課題】

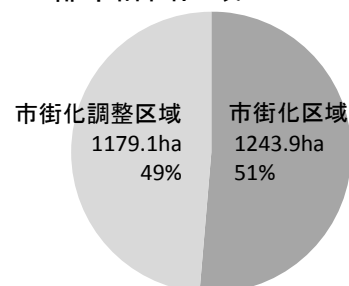
- 本市は恵まれた交通条件を活かすと同時に、土地区画整理事業により計画的な新市街地の整備を行い、良好な住宅地の整備を図ってきました。今後は人にやさしいまちづくりのため道路のバリアフリー化や災害に強いまち等、新たな視点に立ったまちづくりを進めていく必要があります。
- 既成市街地においては、伝統文化の香りが残る一方で公共施設等身近な生活基盤整備に遅れが目立っているのが現状であり、今後は、幅広い世代の居住による地域の活性化を図るため、既存公共施設等を活用し、タイプに応じた市街地の質的向上に努めるなど、市民の様々な生活スタイルに対応できる市街地・住宅地の形成を基本とし整備していく必要があります。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、全国的に空き家の問題に対する意識が高まるなか、本市においても空き家の現状を把握するとともに、空き家等の発生抑制をはじめ、管理不全の解消や利活用等の対策を検討した上で、魅力ある景観の形成や適正な土地利用の推進に取り組むなど、良好な住環境の形成を図っていく必要があります。
- 住所がわかりにくく、地域住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、その解消を図るため、町界町名の整備や住居表示等を実施することが必要です。

■公共バス利用者数



出典：生活安全課

■都市計画区域



出典：都市計画課

【基本方針】

- 新市街地では、土地区画整理事業により整備された公共施設などの蓄積を活用して、よりよいまちづくりを図ります。また、今後の新たな宅地の供給については、市街化区域内の農地や未利用地を活用する方向へと転換を図ります。
- 既成市街地では、既存公共施設等を活用し、公園、生活道路、下水道整備などの優先度に応じた事業を実施するとともに早期の成果の実現に取り組みます。
- 公共バス等の運行方法について、検討を行い、利便性の向上を図ります。
- 地域の文化や歴史、住民の意向に配慮した合理的な住居の表示への変更を推進します。

【主な取り組み】

土地利用の適正化

主な事業	内容
都市計画関連事務	社会情勢の変化に伴う新たな課題や住民のニーズに対応するため、まちづくりに関する計画の策定や見直しを進めます。

バリアフリー化の促進

主な事業	内容
バリアフリー基本構想推進事業	バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを進めます。
鉄道駅バリアフリー化事業	鉄道駅におけるスロープ、エレベーターなどの整備を推進します。
既存道路バリアフリー化事業	歩道確保や段差解消を行い、やさしい道づくりを推進します。

土地区画整理事業の推進

主な事業	内容
組合土地区画整理事業	組合土地区画整理事業に対し適切な指導と事業の推進を図ります。

公共交通の充実

主な事業	内容
地域公共交通協議会事業	デマンド交通と公共バスの運行内容を検討し、両交通の効率化と利便の向上を図ります。また、公共バスについては、公共施設のシャトルバスから生活交通への変換を検討中です。
公共バス運行管理事務	公共施設と市内各地域間の移動手段を確保し、施設利用を推進します。
デマンド交通運行事業	市民の均等な移動機会の確保と、外出支援による健康増進を図ります。

住居の表示の整備

主な事業	内容
町界町名整備及び住居表示事業	要望のあった地元に対して、わかりやすく合理的な住居の表示への変更を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
公共バス利用者数	人	年間公共バス利用者数	128,652	126,954	—	130,000
「良好な新市街地の形成」に対する満足度	%	市民意識調査で「とても満足＋ある程度満足＋普通」と回答した人数／全回答者数	61.3	—	63.8	65.0

【市民一人ひとりができること】

- ・まちづくりに対する興味をもつ
- ・心のバリアフリーを行う

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成 17～27 年度） ※平成 28 年度改訂予定
- ・香芝市バリアフリー基本構想（平成 24～34 年度）

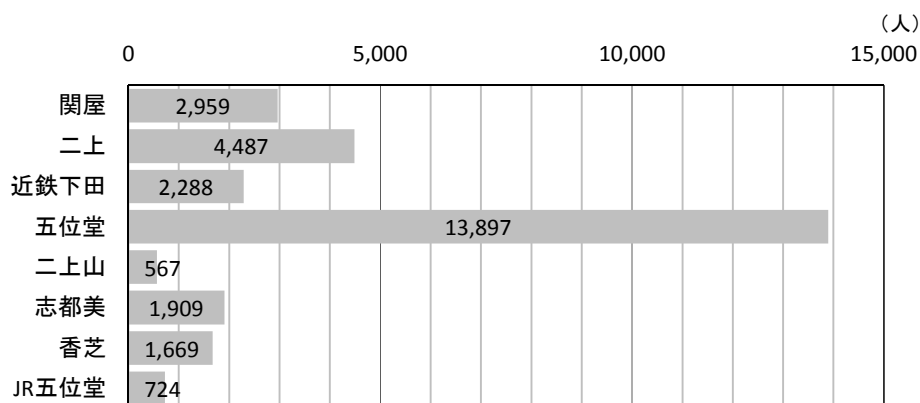
施策 11 駅を中心とした拠点機能充実

主な担当部局：都市創造部

【現状と課題】

- 本市には、8つの駅がバランスよく配置されており、交通や都市活動の拠点として位置付けられています。
- 近鉄大阪線の各駅ではそれぞれの駅前広場の整備が進んでいるものの、JR線、近鉄南大阪線では、未整備の駅もあり、十分な都市機能の集積や景観形成が進んでいないのが現状です。
- 本市の特色である「駅」機能の充実を図るため、さらなる利便性の向上、安全性の確保及び駅を活かした土地利用を促進していくことが必要です。

■市内鉄道駅利用者数(平成25年一日あたり)



出典：奈良県統計年鑑

【基本方針】

- 鉄道駅を地域の拠点施設として、また本市の顔・玄関口としてふさわしい利便性の向上に努め、駅周辺地区について都市的にぎわいの醸成と、それぞれの地域特性に合った整備を図ります。

【主な取り組み】

地域拠点としての駅周辺整備

主な事業	内容
駅周辺整備事業	駅や駅周辺の都市機能の充実を図り、利用者の利便性・安全性の向上を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
「駅を中心とした拠点機能の充実」の満足度	%	市民意識調査で「とても満足＋ある程度満足＋普通」と回答した人数／全回答者数	55.3	—	55.6	60.0



【市民一人ひとりができること】

- ・まちづくりに対する意識を高める

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成 17～27 年度） ※平成 28 年度改訂予定

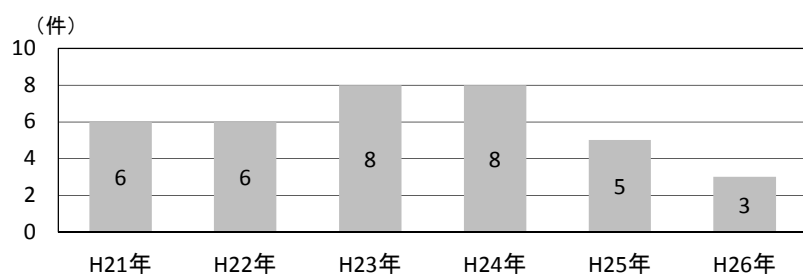
施策 12 道路整備の充実

主な担当部局：都市創造部

【現状と課題】

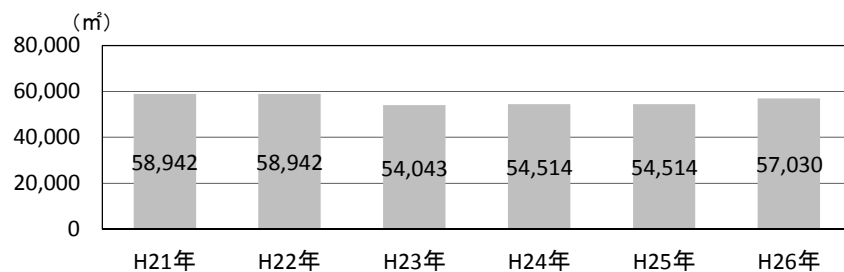
- 本市は西名阪自動車道香芝インターチェンジをはじめ、広域幹線道路が結節するなど交通の要衝にあります。
- 国道 168 号及び大阪方面を結ぶ幹線道路の交通量や混雑度は増加傾向で、中和幹線の早期完成、南北道路の充実など幹線道路の整備が求められていますが、同時にその安全管理も必要です。

■道路新設・拡幅件数



出典：土木課

■歩道延べ延長面積



出典：農政土木管理課

【基本方針】

- 日常の点検管理を通して市民生活の根幹となる道路の安全を確保します。
- 増加する交通量に対応し、交通混雑を解消するために必要な道路整備を推進するとともに、高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が安心して利用できる道づくりをめざします。

【主な取り組み】

都市計画道路の整備

主な事業	内容
主要幹線道路整備事業	都市計画道路のネットワーク強化を図るため、計画的に整備を進めます。

生活道路等の安全性の確保

主な事業	内容
道路維持管理補修事業	点検等により発見された異常や市民から寄せられた情報を元に道路の補修を徹底し、機能の維持管理に努めます。
橋梁長寿命化修繕事業	道路橋について点検、修繕を行い橋梁の維持管理に努めます。
道路新設改良事業	安全性や緊急性により優先度の高い箇所から、道路の新設・拡幅整備を計画的に進めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
都市計画道路供用済延長	km	都市計画道路の供用済延長	26.7	27.3	—	30.1



【市民一人ひとりができること】

- ・破損、危険箇所を通報する
- ・不法占用をしない
- ・美化活動を実施する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市都市計画マスタープラン（平成 17～27 年度） ※平成 28 年度改訂予定

政策4 心豊かに健康に暮らせるまち

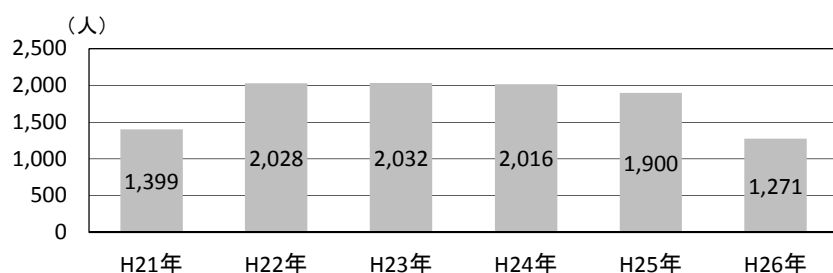
施策 13 地域福祉の推進

主な担当部局：福祉健康部

【現状と課題】

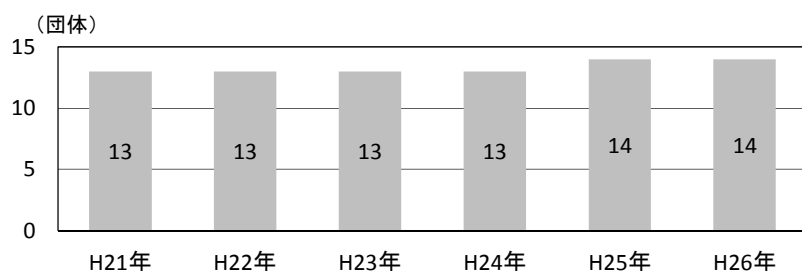
- 全国的な少子高齢化のなか、今後、本市でも福祉ニーズについての多様化が予測されます。核家族化の進行、生産年齢人口の減少などとあわせて、生活や家族、コミュニティの弱体化が表面化しつつあり、このような状況に対応していくためには、地域で支え合い、助け合っていくための「地域福祉」の理念の重要性が高まっています。
- 今後、地域社会で、地域住民、ボランティア・NPO団体、社会福祉事業者など、多くの主体の参加により、住み慣れた地域社会の中で、社会関係を保ち、自らの能力を最大限に発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活をおくることができるような状態をつくっていくことが求められています。

■ボランティア登録者数



出典：香芝市ボランティアセンター

■地域福祉推進委員会設置数



出典：社会福祉協議会

【基本方針】

- 「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするための施策の展開を総合的に推進します。

【主な取り組み】

地域で支え合う仕組みづくり

主な事業	内容
社会福祉推進事務	地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会事業との連携・支援を行うとともに、地域福祉推進団体の設置や市民のボランティア活動の推進を図ります。
地域福祉活動団体支援事業	民生児童委員や保護司をはじめ、地域に密着した福祉活動を推進する団体の支援を図ります。

総合的な福祉サービスの提供

主な事業	内容
総合福祉センター管理運営事業	総合的な福祉サービスの展開、高齢者の生きがい、市民のふれあい事業等の展開を図るとともに、市民の様々な健康福祉に関する悩みや相談に対して、専門的総合的に対応することのできる体制の整備をめざします。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
ボランティア登録者数	人	市ボランティアセンターへの個人及び団体登録者数 ※1	1,947	1,322※2	—	→	2,000
地域福祉推進委員会組織数	団体	地域福祉推進委員会数	14	14	—	→	29
ふれあいいきいきサロン組織数	団体	ふれあいいきいきサロン数	13	13	—	→	29

※1 平成 28 年以降、地域福祉推進委員会・ふれあいいきいきサロンの活動者数を含めることとする

※2 平成 26 年度以降、畿央大学（600 人）については、学内ボランティアセンターに移行

【市民一人ひとりができること】

- ・心のふれあいを大切にする
- ・元気な高齢者になるよう若い人と交流する
- ・ボランティアの人づくりなどを地域で行う

【関連部門計画（計画期間）】

- ・第 2 期地域福祉計画（平成 28～32 年度）

※ 第 2 期地域福祉活動計画（平成 28～32 年度）香芝市社会福祉協議会

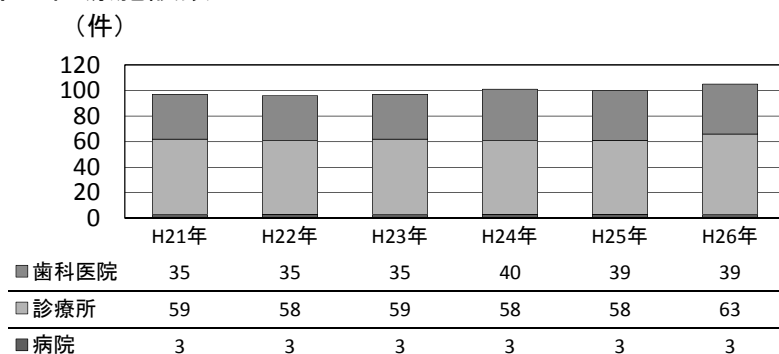
施策 14 医療体制の充実

主な担当部局：福祉健康部

【現状と課題】

- 平成 27 年度の市内の医療施設は病院 3、診療所 60、歯科診療所 38 か所です。また平成 29 年 4 月に私立の総合病院が市内に開院予定です。
- 休日診療所及び夜間の小児救急については大和高田市の葛城地区休日診療所及び橿原市の中南和地域小児深夜診療との連携を図っています。
- 香芝市医師会との連携を図り、かかりつけ医への推進を実施しています。
- 周産期医療体制充実のため産婦人科一次救急医療体制の整備を奈良県と共に図っています。
- 県で実施している奈良県救急安心センター相談ダイヤル「#7119」や小児救急電話相談「#8000」の周知徹底を継続します。

■市内医療施設数



出典：葛城保健所事業概況
(現 奈良県中和保健所)

【基本方針】

- 急な病気やけがの時の救急知識や相談窓口の周知・かかりつけ医の推進に努めます。
- 県と連携し、救急医療体制の充実に向けて、相談体制の周知・徹底を図ります。

【主な取り組み】

医療体制充実事業

主な事業	内容
休日応急体制充実事業	県と連携し、救急医療体制の充実に向けて、相談体制の周知徹底を図ります。
医師会等調整事業	急な病気やけがの時の救急知識や相談窓口の周知、かかりつけ医の推進に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
休日診療所利用率	%	利用者数／人口	1.7	2.0	—	2.0
「医療体制の充実」に対する満足度	%	市民意識調査で「とても満足＋ある程度満足」と回答した人数／全回答者数	14.1	—	11.8	15.0

【市民一人ひとりができること】

- ・ かかりつけ医をもつ
- ・ 自分の連絡先や血液型・既往症などを記したメモを持つようにする
- ・ AED や救急患者への対応講習会へ参加する

【関連部門計画（計画期間）】

健康かしば 2 1（平成 23～33 年度）

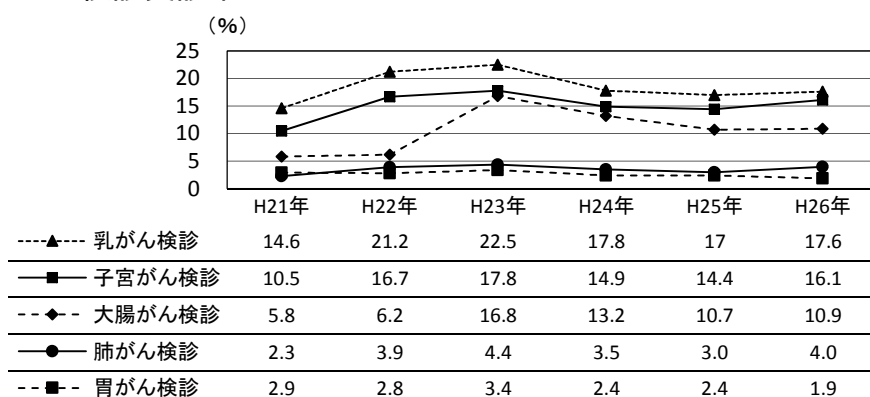
施策 15 市民の健康づくりの推進

主な担当部局：福祉健康部

【現状と課題】

- 健康かしば21（第2次香芝市健康増進計画）を基に「乳幼児世代・若者世代・成人世代・壮年期世代・高齢者世代」の5つの世代別課題に応じた健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 母子保健では、妊娠期間中14回の妊婦一般健康診査の補助を行い、母子の健康管理の充実を図っています。
- 予防接種では、感染予防及び拡大を最小限にとどめ、重症化予防に向け予防接種の接種率の向上をめざし、積極的な勧奨及び周知、啓発を実施しています。
- がん対策では、がんの早期発見、早期治療をめざし、がん検診推進事業（無料クーポン事業）の実施など受診率向上対策を講じていますが、受診率が低迷しているのが課題です。
- 運動や食育の推進では、健康運動普及推進員や食生活改善普及推進員、ストレッチリーダーボランティア等による市民が市民の健康づくりを展開していけるよう支援し、事業を展開しています。

■がん検診受診率



出典：保健センター事業報告

【基本方針】

- 市民一人ひとりが健康な生活をおくれるよう、健康づくりについての啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるため予防意識の啓発や、衛生対策を推進し、保健サービスの充実・向上を図ります。
- 発達相談やメンタルヘルス支援等を通じて、心の健康づくりを推進します。
- 「健康かしば21」に基づき、食生活・運動・休養等の生活習慣を見直し、改善するきっかけとなる保健事業を計画的に展開します。

【主な取り組み】

母子保健の充実

主な事業	内容
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診の機会を通じて疾病や虐待の早期発見と共に子育て支援に努めます。
母子健康手帳及び妊婦一般健康診査補助券交付事業	妊娠期間中 14 回の費用補助にて、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。
母子保健訪問事業	家庭訪問を通じて育児不安の解消、虐待の早期発見、親育て、子育て支援に努めます。

感染症予防対策の充実

主な事業	内容
予防接種事業	定期予防接種の受診率の向上を目指し、感染症の拡大予防と重症化予防に努めます。

健康的な生活習慣の推進

主な事業	内容
健康手帳交付事業	健康手帳の活用を促し、健康管理に役立てるよう普及啓発に努めます。
健康教育事業	疾病予防教室や健康づくり教室を通じ健康的な生活習慣の推進を図ります。
健康相談事業	生活習慣の改善や健康に対する不安が相談でき、健康づくりが支援できるよう努めます。
健康診査事業	健診や検診による疾病の早期発見、早期治療につなげるための健診（検診）の充実を図り、受診率の向上に努めます。
健康づくり推進事業	地域住民に密着した総合的な健康づくりを推進するための組織づくり支援に努めます。
訪問指導事業	訪問により、生活習慣病等改善に向けた総合的な把握を行い、本人やその家族に必要な指導を行い健康の保持増進を図ります。
精神保健事業	心の健康相談や臨床心理によるカウンセリングや発達相談を通じて、自殺予防対策やメンタルヘルス支援に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
健康教室参加者数	人	健康教育事業参加者延べ人数※	910	788	—	➡	950
健康ボランティア数	人	健康運動普及推進員・食生活改善普及推進員・ストレッチリーダー・体力測定ボランティア	99	94	—	➡	100
がん検診受診者数	人	5がん（乳・子宮・大腸・肺・胃）検診受診者数	5,919	6,179	—	➡	6,500
心の健康相談数	人	心の健康相談室利用者数	848	1,136	—	➡	1,300

※運動、栄養等保健指導の教室を受講した者

【市民一人ひとりができること】

- ・ 健診や健康教室へ参加する
- ・ 健康への意識を高める
- ・ 食材の地産地消を進める

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 健康かしば 2 1（平成 23～33 年度）

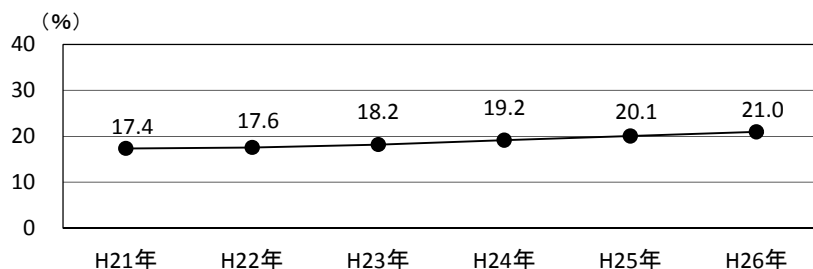
施策 16 高齢者福祉の充実

主な担当部局：福祉健康部 健康局

【現状と課題】

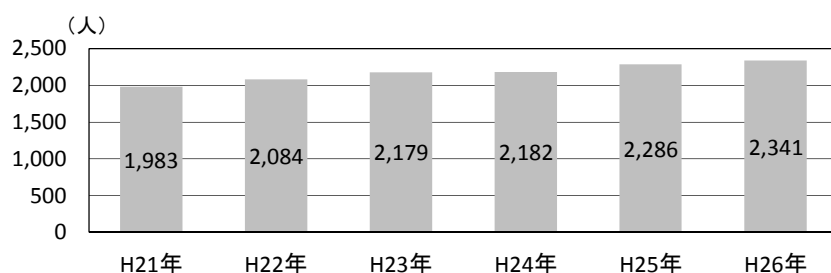
- 高齢化の進展、特に要介護・要支援になるリスクの高い年齢層が増加していくなかで、家庭における介護力の低下など、高齢者介護をめぐる状況は厳しさを増しています。
- 介護保険事業計画の策定にあたり、65歳以上の方を対象とした介護サービス意向調査により実情を把握し、介護サービスの充実を図る必要があります。
- 介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を行うことが課題です。

■高齢化率(65歳以上の割合)



出典：介護福祉課

■介護保険要介護(要支援)認定者数



出典：介護福祉課

【基本方針】

- 「高齢者福祉計画」や「介護保険事業計画」に基づき、保健、福祉、医療、生涯学習などの各分野と一体的な運用を行うことにより、高齢者が安心して元気で暮らすことのできるまちづくりをめざします。

【主な取り組み】

介護保険制度の適切な運用

主な事業	内容
介護保険給付適正化事業	適正にケアマネジメントを行い、給付費が適正に使われているか介護サービス事業所に対して指導、監査を行います。
介護施設整備支援事業	介護保険事業計画に沿って、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、より良いサービス提供が期待できる民間事業者へ支援を行い、整備を図ります。

高齢者の生きがい健康づくり

主な事業	内容
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、一般高齢者及び要支援者などにケアマネジメントを行い介護予防事業を強化し、生活支援を充実します。また、地域の多様な担い手との見守り・支え合いのネットワークを構築します。
生きがい対策事業	高齢者自身だけでなく、高齢者を支える家族も視野に入れ、日常生活の支援の充実や健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な対策を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
「生きがいを持って暮らしている」と答えた人の割合	%	生きがいを持って暮らしていると回答した人数／介護保険事業計画意向調査回答者数※	—	77.0	—	➡	80.0
65 歳以上の人口に占める要介護認定者の割合	%	65 歳以上要介護認定者数／65 歳以上人口	14.7	14.5	14.7	➡	18.00

※65 歳以上対象

【市民一人ひとりができること】

- ・ 高齢者への見守り、声かけを積極的に行う
- ・ 高齢者も地域や社会とのつながりをもつ

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

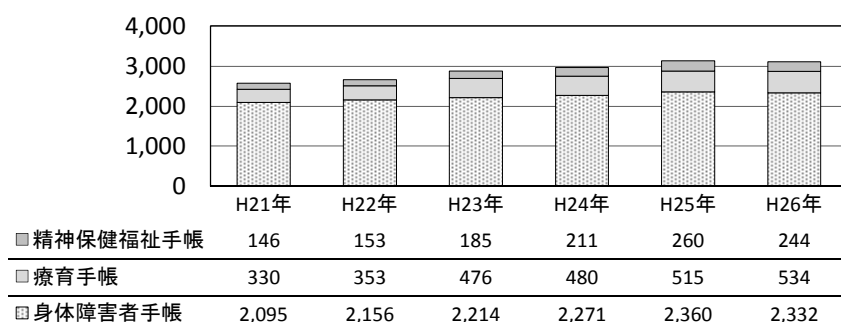
施策 17 障がい者福祉の充実

主な担当部局：福祉健康部

【現状と課題】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行により、「障がい者が地域で自立して安定した生活を送る」ことができるように、3障がいの支援の一元化、負担の公平化をめざしています。しかし、依然として課題・問題点の指摘も多くあり、今後も定期的に制度の見直しが進められようとしています。
- 本市においても、高齢化の進展、社会全体のストレス過多の影響等により、障がい認定をされている方も増加傾向にあります。
- 今後の障がい福祉においては、障がい者一人ひとりの状態に対応したサービスを提供するとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労のための支援、環境づくりにも重点的に取り組んでいく必要があります。

■障害者手帳所持者数 (人)



出典：社会福祉課

【基本方針】

- 障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、質の高いサービスを効率的・効果的に提供します。
- 障がいの有無にかかわらず、ともに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

【主な取り組み】

障がいのある人への生活支援

主な事業	内容
障がい福祉サービス提供事業	障がい者個々のニーズに対応したサービスの提供を図るとともに、専門的な相談体制の充実を図ります。
地域生活支援事業	障がい者個々のニーズに対応したサービスの、効率的、効果的な提供を図ります。
社会参加促進事業	障がい者のニーズを把握した上で、関係機関との連携により、就労支援等の社会参加を進めます。
相談支援事業	専門的な相談体制の充実を市内で受けることができるような体制の整備に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
職業訓練を受け、就労される人数	人	福祉サービス支給決定時による調査	1	1	2	3



【市民一人ひとりができること】

- ・障がい者の地域での生活について理解を深める
- ・自立支援の手助けを行う
- ・移動で困っている障がい者への積極的な介助を行う

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市障がい者計画（平成 25～30 年度）
- ・第 4 期 香芝市障害福祉計画（平成 27～29 年度）

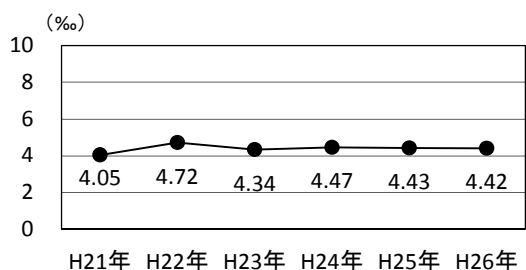
施策 18 社会保障制度の安定的運用の推進

主な担当部局：市民環境部・福祉健康部

【現状と課題】

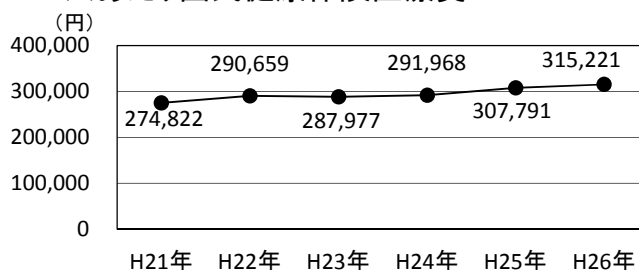
- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、その措置をもって、それぞれの世帯の状況を的確に把握し、必要に応じて適切な支援を行っています。
- 近年の経済動向の影響により、本市においても窓口における生活相談件数も増加し、その内容も複雑多様化しているなか、本来の目的である生活保護受給者の自立を支援するための取り組みが課題です。
- 本市の生活保護については、社会のセーフティーネットとして支援を行っておりますが、近年は増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くと考えられます。
- 国民健康保険制度では、持続可能な医療保険制度の構築を目的として、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなるため、制度運営の安定化が図られます。しかし、国民健康保険には依然として高齢者や低所得者が多いという構造的な問題を抱えており、毎年増加傾向にある医療費を抑制するための一層の努力が必要です。
- 全国的に国民年金保険料の納付率の低下が起きていますが、国民年金は、老後等の所得保障の柱として重要な役割を果たしています。今後も年金受給権を確保するため制度内容の周知・啓発に努める必要があります。

■生活保護率



出典：社会福祉課

■1人あたり国民健康保険医療費



出典：国保医療課

【基本方針】

- 支援を要する人々に対して適切な保護を実施するため、社会環境に柔軟に対応し、相談体制の充実を図ります。
- 生活困窮者の自立相談支援の充実を図るとともに、生活保護者の就労を促進し、自立支援に努めます。
- 特定健康診査など健康づくりや疾病予防事業を積極的に実施し、医療費の適正化を図ることと、医療保険制度の健全な運営及び保険料の適正賦課や収納率向上に努めます。
- 福祉医療制度においては、県との協調事業として必要な医療費の無料化を図り、一部の医療費については引き続き市単独で支給するとともに、対象者の拡大について検討を行います。
- 今後も国との連携・協力を進めるとともに、年金受給権を確保するため、広報活動等により制度の周知を図ります。また、年金事務所の協力を得て年金相談などを行います。

【主な取り組み】

生活保護制度の適正運用

主な事業	内容
自立支援促進事業	就労支援員の活用及びハローワークとの連携により、生活保護受給者の自立を促進します。

国民年金制度の適正運用

主な事業	内容
国民年金異動事務	市民の年金受給資格の確保や適正な年金受給を行えるよう、市のホームページや広報紙等を活用し、年金制度の周知・啓発を図ります。

国民健康保険制度の適正運用

主な事業	内容
医療費の適正化事業	特定健診や人間ドック等の健診費用の助成のほか、特定保健指導を強化し保健事業を実施することで、重症化予防に努めていき、さらに、医療費通知やジェネリック医薬品の啓発を積極的に行うなど、医療費の適正化を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
1 人あたりの国民健康保険医療費 (1 人あたりの医療費の伸び率)	円	1 人あたりの国民健康保険医療費の金額 H21 で年間約 6% となっている 1 人あたりの医療費の伸び率を 3% に抑える	307,791 (5.4%)	315,221 (2.4%)	—	380,000 (3.0%)



【市民一人ひとりができること】

- ・社会保障制度について理解を深める

政策5 次代を担う「育ち」を見守り、誰もが生涯輝いていられるまち

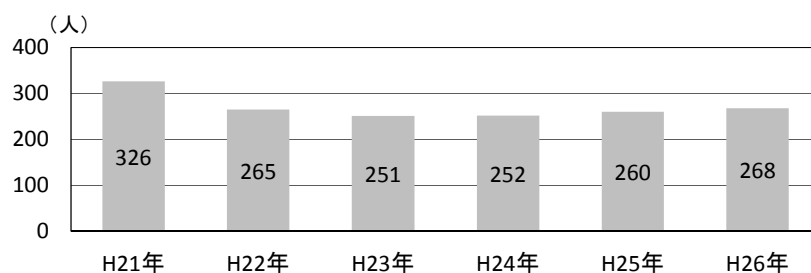
施策 19 家庭・地域の教育力の向上

主な担当部局：教育委員会事務局教育部

【現状と課題】

- 家庭や地域での教育力が低下することにより、学校教育に求められる内容は多様化し、大きな負荷がかかっています。
- 近年、核家族化、少子化など社会変化に伴い、家庭及び地域の教育力低下が指摘されるほか、過干渉・放任・虐待など、子どもの健全な育ちが阻害されています。
- 幼児期は、基本的生活習慣や生きる力、思いやりの心、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるため、まずは家庭の教育力の必要性を周知し、地域における教育環境の醸成に努める必要があります。
- 教育の第一義的責任は保護者が有していることや地域、家庭、学校、行政等が連携・協力していくことでより大きな教育効果が得られることを保護者及び地域に周知・啓発していくことが必要です。

■家庭教育学級参加人数



出典：生涯学習課

【基本方針】

- 地域の人材を教育現場で有効かつ効果的に活用し、学校を拠点とした新たなコミュニティづくりをめざします。
- 地域・家庭・学校・行政等が課題や目標を共有し、地域全体で子どもたちを教育する気運を醸成します。
- 市民ニーズを的確に把握し、地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、親子関係のあり方や基本的生活習慣、思いやりの心の育成など、基礎的な学習機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

家庭教育の充実

主な事業	内容
家庭教育学級育成事業	親の役割や子どもの心の理解など家庭での教育について、学校とも連携し、親同士の交流を通じてお互いに支え合う関係づくりを図ります。

地域教育力の向上

主な事業	内容
学校・地域パートナーシップ事業	地域ボランティアの積極的な参画を得て、地域ぐるみで学習や放課後活動、学校運営を支援し、これらの活動を通じて地域の教育力の向上を図ります。
放課後子ども教室事業	就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう努めます。
学校資源利用事業	学校図書館や体育館、運動場など学校資源を利用し、社会教育活動を支援します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
家庭教育学級参加人数	人	家庭教育学級生人数※	260	268	—	357

※市内幼小中学校で 11 学級

【市民一人ひとりができること】

- ・子どもとの時間を大切にし、子育てを楽しむ
- ・子どもを地域で育てる意識をもつ

【関連部門計画（計画期間）】

- ・第 2 次香芝市生涯学習推進基本計画（平成 27～33 年度）

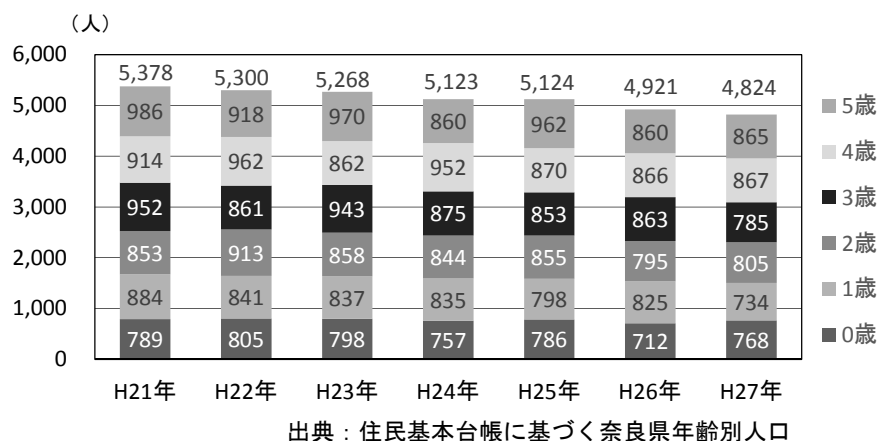
施策 20 就学前教育・保育の充実

主な担当部局：福祉健康部・教育委員会事務局教育部

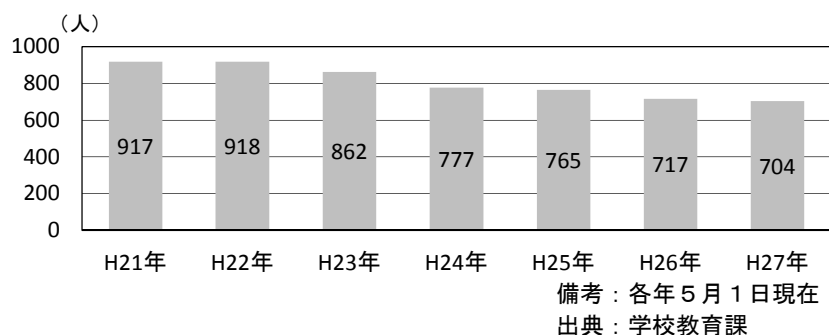
【現状と課題】

- 幼稚園や保育所に求められる就学前教育・保育の内容はさらに複雑・多様化すると考えられます。
- 幼稚園や保育所では、教育・保育の向上、小学校教育への円滑な移行を重視した保育所・幼稚園・小学校の連携のほか、「親と子の育ちの場」としての役割・機能の充実が求められています。
- 「三年保育の実施」や「幼保一元化」「預かり保育の実施」等の制度的な課題及び、「教員の資質向上」「特色ある幼稚園の取り組み」等、実施内容についての課題があります。

■市内の0～5歳人口



■公立幼稚園園児数



【基本方針】

- 保育所・幼稚園・小学校の「学びの一体化」を進めるため、小学校と連携しながら、就学前教育としての指導の改善・充実を行います。
- 園開放、親子で遊ぶ場の提供や預かり保育を実施し、子育て支援機能を高めるとともに、効率的な幼稚園運営方法の検討を行います。
- 公立幼稚園、公立保育所としての特徴を最大限に活かせる「特徴ある保育」の研究及び、統廃合を含めた「幼保一元化」及び「認定こども園」の早期設置を進めていきます。

【主な取り組み】

就学前教育の充実

主な事業	内容
幼稚園教育力向上事業	人格形成の基礎となる幼児期の教育を担当する機関としての重要性を認識し、公立幼稚園として特色を生かし魅力ある教育を進めます。
未就園児支援事業	未就園児とその保護者を対象とした交流事業。対象年齢や実施回数を拡充し、地域のボランティアの支援も受けながら子育て支援機能を高めます。
幼稚園教育振興事業	幼稚園教育の振興を目的に保護者を対象とした園内研修を実施します。
幼稚園運営検討事業	幼稚園の適正規模化、幼保一元化等幼稚園教育の抱えている課題を洗い出し、効率的な園運営の検討を進めます。

就学前教育環境の整備

主な事業	内容
幼稚園施設維持管理事業	施設の老朽化対策を年次的に実施するとともに、施設の高性能化を図ります。
認定こども園事業	関係機関との協議により、認定こども園の早期設置を進めていきます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
幼・保職員交流事業	回	幼・保職員の年間交流事業数	0	0	—	➡	6
認定こども園設置数	件	認定こども園設置件数	0	0	0	➡	1

【市民一人ひとりができること】

- ・ 就学前教育・保育に関心を持つ
- ・ よりよい家庭教育を進める

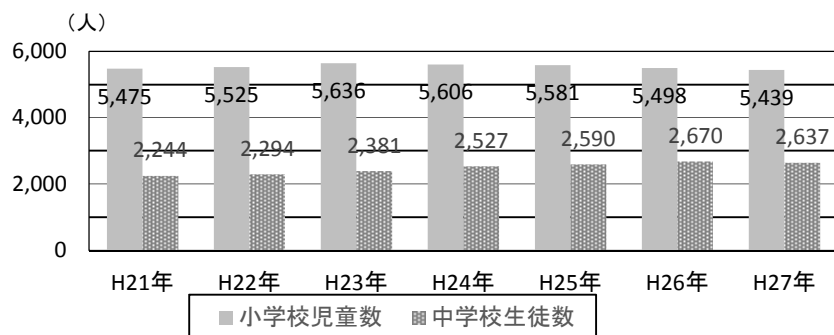
施策 21 学校教育の充実

主な担当部局：教育委員会事務局教育部

【現状と課題】

- 家庭や地域における教育力の低下により、基礎的な生活習慣や規範意識が十分に身につかないまま小学校へ入学する子どもが多くなっており、学校教育への依存度が高まっています。
- 情報化社会の進展などにより、人と人とのつながりが稀薄化するなど、コミュニケーションを図る機会が減少し、言葉を使った表現力が弱まっています。
- 今後、政治・経済・文化等のあらゆる分野で、新しい知識・情報・技術が必要となっており、また、国際的な競争力が求められるとともに、異文化との共存や国際的な協力が必要不可欠です。
- 学習指導要領の改訂を踏まえ、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育成することが必要です。

■公立小・中学校生徒数



備考：各年5月1日現在
出典：学校教育課

【基本方針】

- 「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力・確かな学力の育成」などの観点で義務教育を進めます。
- 「知・徳・体」の調和を図り、のびのびと学ぶことができる教育環境を整えます。
- 地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、心身ともに健康で、郷土を愛する心と国際感覚を備えた人間性豊かな人材を育成することをめざします。

【主な取り組み】

児童生徒の学力・体力の向上

主な事業	内容
基礎学力向上事業	小学校入学時から学習に対する姿勢を徹底させ、読む力・書く力・計算能力の向上のための取り組みを考案し、基礎・基本の学力が身につくよう工夫します。
国際理解教育推進事業	外国語活動を盛り込みながら、日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めます。また、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養います。
体力向上推進事業	学校での日常生活の中で、運動習慣を身につけさせるとともに、体育の授業を利用した体力強化に取り組みます。
小学校教育振興事業	助成事業運用方法等の見直しを行い、適正な助成事業を行います。
中学校教育振興事業	

安心して学べる教育環境の整備

主な事業	内容
学校保健安全推進事業	関係機関等と協力し、総合的な学校危機管理を進めます。
児童生徒包括的支援事業	問題を抱える児童生徒に対して、様々なアプローチから問題解決に取り組み、充実した学校生活を過ごせるように人的環境を整えます。
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもの適正な就学を図るとともに、社会自立のできる児童生徒の育成を目的に推進します。
小学校施設維持管理事業	施設の老朽化対策を年次的に実施するとともに、施設の高性能化を図ります。
中学校施設維持管理事業	

信頼される学校づくり

主な事業	内容
教職員資質向上事業	様々な研究・実践活動の取り組みや研修会への参加を通じて、職員の資質の向上を図ります。
開かれた学校づくり推進事業	学校が地域や家庭との連携の強化を図り、それぞれが一体となって子どもの健やかな成長を図ることを目的に推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
研究授業時間数	時間	年間研究授業時間数	—	159	163	180



【市民一人ひとりができること】

- ・学校活動やボランティア活動へ積極的に参加する
- ・オープンスクール等に積極的に参加する

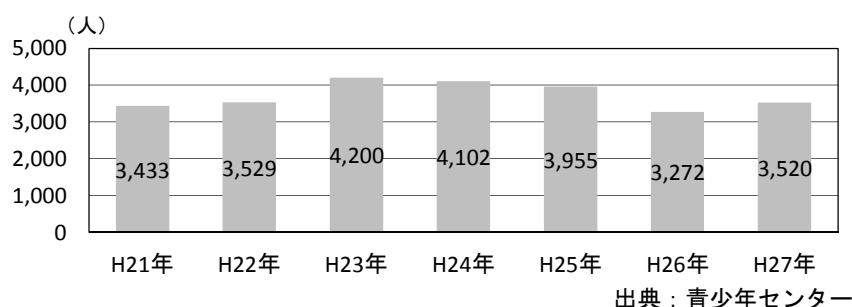
施策 22 子ども・若者のフォローアップ(青少年の健全育成)

主な担当部局:教育委員会事務局教育部

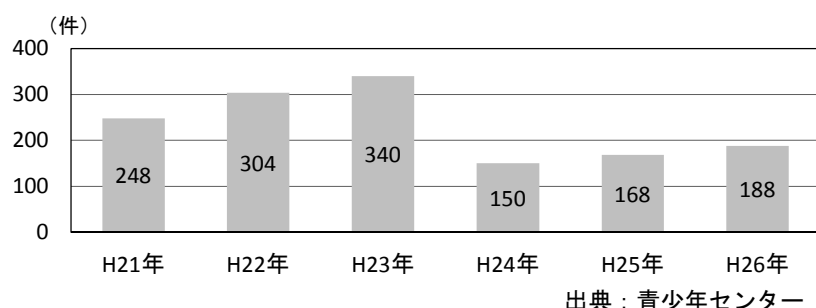
【現状と課題】

- 近年の核家族化や都市化等の進行を背景として、家庭や地域社会におけるコミュニケーションの不足と教育機能の低下が懸念されています。
- 物質的な豊かさや利便性は、生活を便利にする一方で、青少年の精神を脆弱化させる懸念があります。
- 情報化・消費社会化の進行等により、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害な情報等が氾濫し、それに加えて大人社会のモラルの低下等が青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。
- 地域・家庭・学校・行政等の連携により、青少年の長所や個性を尊重し、健全な育成を図る必要があります。

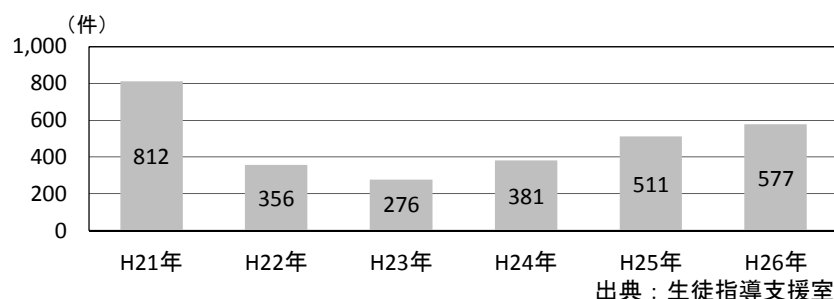
■市民集会「少年の主張」作文発表応募者数



■市内巡視・店舗立ち入り件数



■教育相談件数



【基本方針】

- 地域・家庭・学校・行政等の連携のもと、自然や人々とのふれあい、社会参加活動を推進し、青少年の情操教育を行い、青少年の健全な育成を図ります。
- 地域・家庭・学校・行政等が一体となり、地域ぐるみで青少年の健全育成を行います。

【主な取り組み】

子どもの居場所づくり

主な事業	内容
子どもフェスティバル事業	子どもたちが保護者や友達とふれあい、物づくりや体験を通して、豊かな心を育てるための場の提供を行います。
青少年団体育成事業	自然とふれあい仲間づくりの交流を深める場としての「青少年野外活動センター」の利用促進を図ります。

広報啓発の強化

主な事業	内容
「少年の主張」事業	少年の主張作文発表会において、市内児童生徒が日頃の思い等を作文にし、発表を行い市民に子どもの思いを伝えます。
広報啓発活動事業	市内各駅前においての駅頭啓発や、広報紙の掲載など市民や保護者に対して、青少年の模範となるような行動の実践を呼びかけます。

子ども見守り活動の推進・体験学習の推進

主な事業	内容
市内特別巡視事業	青色防犯パトロールカーによる下校巡視や市内一斉巡視の強化と店舗等の立ち入り調査を行い、非行の早期発見や犯罪に関わることを未然に防止します。
子ども体験事業	自然体験や生活体験など学習機会の充実に努め、仲間とのふれあいによる協調性や社会性を身につけさせ自立を支援します。また、ファミリー雪体験の参加により親子や家族間の交流を深めます。

適応指導の充実

主な事業	内容
適応指導教室事業	心理的または情緒的なことにより、学校に登校できない児童・生徒を対象に、一人ひとりに応じた、学校生活への復帰を目指し、支援します。
訪問指導事業	にひきこもり状態の続く不登校児童・生徒に対してハートフレンドとして大学生・大学院生がその家庭を訪問し、集団や社会復帰への意欲を育てることを目的とし行います。
教育相談事業	不登校やいじめ問題など、保護者や学校からの教育上の悩みに対して相談活動を実施し、関係諸機関とも連携を図り、必要な助言・支援を行います。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
市民集会「少年の主張」作文発表応募件数	件	市民集会における「少年の主張」作文応募数	3,955	3,272	3,520	➡	5,000
市内巡視・店舗立ち入り件数	件	年間市内巡視、店舗立ち入り件数	168	188	—	➡	350

【市民一人ひとりができること】

- ・家庭環境を整える
- ・子どもへ日常的に声かけをする

【関連部門計画（計画期間）】

- ・第2次香芝市生涯学習推進基本計画（平成27～33年度）

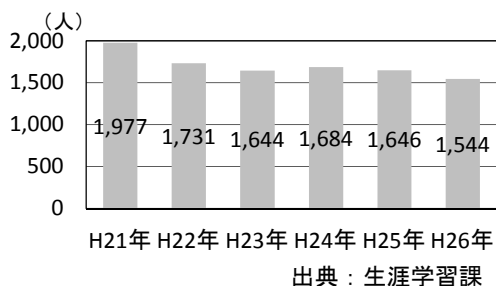
施策 23 「いつでも・どこでも・だれでも」学び、楽しめる環境の充実

主な担当部局：教育委員会事務局教育部

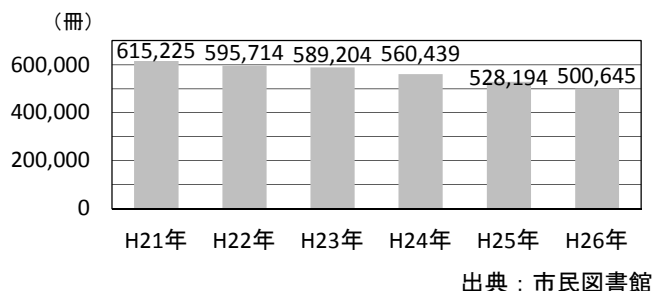
【現状と課題】

- 団塊世代等の学習意欲がますます高まることが考えられるなか、市民個々の余暇活動のなかで充実した生涯学習環境づくりが重要です。
- スポーツ活動については、拠点となる社会体育施設の整備が必要になっているとともに、スポーツクラブ及び指導者の育成・支援や各種スポーツイベントの開催等により、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。
- 市民ニーズの多様化や情報化社会の進展などにより、図書館利用にも変化が見られます。学校や地域、家庭と連携して子どもの読書活動推進に向けた取り組みを進めていくとともに、社会情勢の変化に対応した施策の展開が必要です。
- 今後、公民館活動を展開するなかで、市民ニーズにあわせた活動・事業を推進させるとともに、活動内容を地域活動に還元していく必要があります。

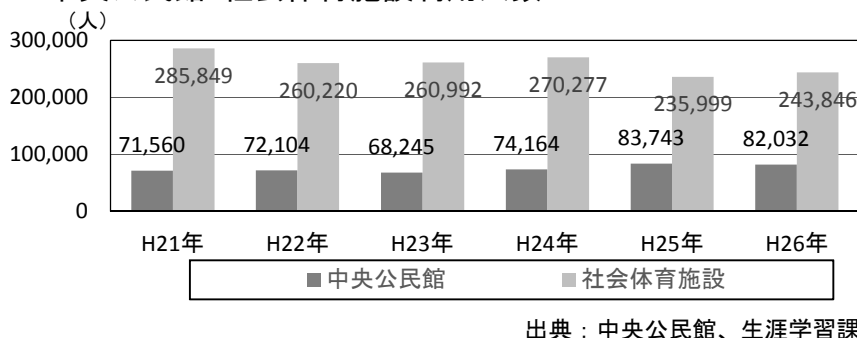
■学習活動参加人数



■図書館資料の貸出冊数



■中央公民館・社会体育施設利用人数



【基本方針】

- 「いつでも、どこでも、だれでも」が学習に取り組める環境を整備し、生涯学習に取り組むことを通じて豊かで生きがいのある地域社会の実現をめざします。
- 生涯学習内容を市民協働のまちづくりに活かせるよう、循環型生涯学習の展開を図ります。
- 市民の生涯学習活動の拠点施設である中央公民館で、市民個々のライフスタイルに応じた学習機会の提供と、学習活動の支援を行います。
- 市民が気軽に学習や読書に親しめるよう読書環境を整備するとともに、市民の暮らしやまちづくり、地域の課題解決に役立つ図書館をめざします。

【主な取り組み】

生涯学習機会の充実

主な事業	内容
市民公開講座事業	市民のニーズに沿ったテーマを基に、学習する機会の場の提供を行います。
生涯学習関係団体育成事業	関係団体との連携を図り、活動支援の充実を図ります。
市美術展覧会事業	市民の学習意欲を高め、次のステップにつながるよう評価の活用に取り組みます。
学級生育成事業	学級生が一堂に会し、学級生同士の交流を図ると共に、講演会等も取り入れ学習する機会の場の提供を行います。
生涯学習基本計画推進事業	「第2次香芝市生涯学習推進基本計画」の推進及び進行管理を行います。

中央公民館活動の活性化

主な事業	内容
生涯学習機会提供事業	社会の変化に対応した各種講座や事業の充実に努めます。
登録団体育成事業	生涯学習の質を高め、幅を広げていくため、大学や民間学習機関との連携強化に努めます。

図書館機能の充実

主な事業	内容
図書館資料提供事業	市民の主体的な学習や課題解決支援、また多種多様な読書要求に対応するため、図書等の資料や情報の提供を行います。
子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に本と親しむことができるよう、家庭、地域や学校等の関係機関と連携し、読書環境の整備・充実を図ります。
図書館利用促進事業	ホームページ等による情報発信や、講座等の事業実施など、図書館に対する関心を深め利用促進につながる取り組みを進めています。
市民活動支援・協働事業	市民と図書館の協働による事業展開を行い、図書館活動の活性化を図ります。

スポーツ活動の充実

主な事業	内容
スポーツ活動支援事業	スポーツ活動を通じた青少年の健全育成や地域スポーツ活動の推進を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
中央公民館利用者数	人	年間利用者数	83,743	82,032	—	➡	85,000
図書館資料貸出人数	人	年間総貸出人数	124,471	122,395	—	➡	128,000
社会体育施設利用者数	人	年間利用者数	235,999	243,846	—	➡	291,000

【市民一人ひとりができること】

・積極的に生涯学習活動を行う	・学習した知識や経験を地域で活かす
----------------	-------------------

【関連部門計画（計画期間）】

- ・第2次香芝市生涯学習推進基本計画（平成27～33年度）

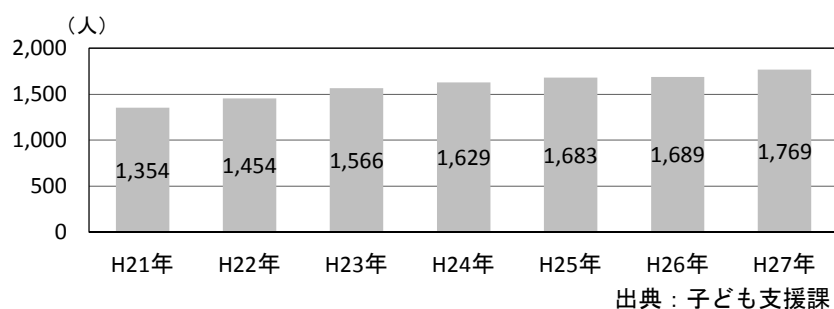
施策 24 子育てと仕事の調和

主な担当部局：福祉健康部・教育委員会事務局教育部

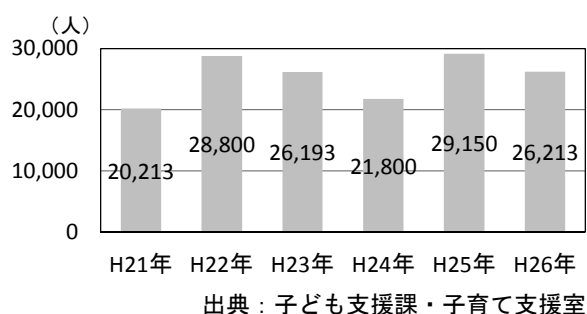
【現状と課題】

- 核家族化や世帯の孤立化等の影響により育児力の低下などが懸念されており、今後は地域ぐるみによる子育て支援を実施していく必要があります。
- 保育所に入所を希望する児童数は増加傾向にあり、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの需要は極めて大きいと考えられます。また待機児童を解消する取り組みが喫緊の課題です。
- 学童保育所への入所希望者が増加し、年度当初から待機児童が発生しているため、待機児童を解消する取り組みが喫緊の課題です。
- 施設整備については、公立学童保育所の老朽化が進んでおり、小学校の余裕教室をはじめあらゆる公共施設の利用も含めた施設のあり方を検討する必要があります。
- 妊娠や出産に対する相談・支援体制の充実や周知に努めることが求められます。

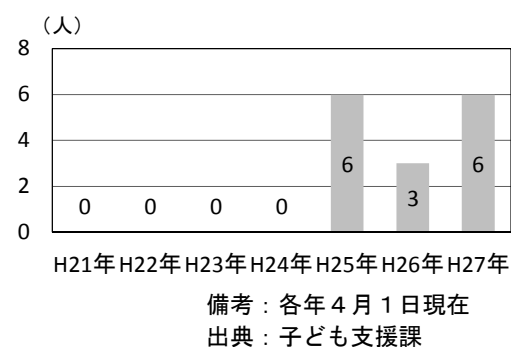
■保育所入所児童数



■つどいの広場利用者数



■保育所待機児童数



【基本方針】

- 地域・家庭・学校・行政等の連携により、児童の健全育成と子育て支援事業を進めます。
- 保育所待機児童の解消に向け、幼稚園等との連携や施設整備事業を行い、受入れ児童数の増員など、長期的な運営等を検討します。
- 学童保育所について、保育時間の延長や質の向上のほか、老朽化している施設の改善、希望するすべての児童が入所できるようにするため、小学校の余裕教室等の転用も含め施設整備を検討します。
- 放課後子ども教室との有効な連携など、「(仮称)香芝市放課後子ども総合プラン」の策定を進めます。

【主な取り組み】

保育環境の充実

主な事業	内容
保育所施設整備事業	保育施設の耐震及び環境整備を計画的に進めます。
保育所運営検討事業	待機児童解消と保護者のニーズに合わせた保育サービス（一時保育・延長保育等）の充実に努めます。
職員資質向上事業	就学前教育の共通カリキュラムを作成し、それに基づいた保育・教育を実施します。

子育て家庭への支援

主な事業	内容
つどいの広場事業	子育て中の親子が気兼ねなく、つながりあうことができる場の提供をします。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に看護師、民生児童委員が訪問をします。
ひとり親家庭の相談事業	ひとり親家庭の父または母が経済的に自立して、安心して子育てができるよう相談を受け支援をします。
家庭児童相談事業	子育ての様々な問題、悩み等に家庭児童相談員が相談を受け支援をします。
子育て支援計画事業	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の提供を計画的に行っていくため、計画を策定します。
地域連携事業	大学との連携事業により、子育てに役立つ講義を開催します。

学童保育の充実

主な事業	内容
学童保育運営事業	老朽化対策と児童数増化に対応するため施設整備を拡充します。また、放課後児童対策として、放課後子ども教室との連携を進めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
保育所待機児童数	人	4月1日時点の待機児童数	6	3	6	➡	0
つどいの広場設置数	箇所	つどいの広場設置数	3	3	3	➡	4

【市民一人ひとりができること】

- ・ワークライフバランス(子育てと仕事の両立)を意識する
- ・地域で子どもたちを見守り、育てる

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）

政策6 みんなで創る豊かで将来性のあるまち

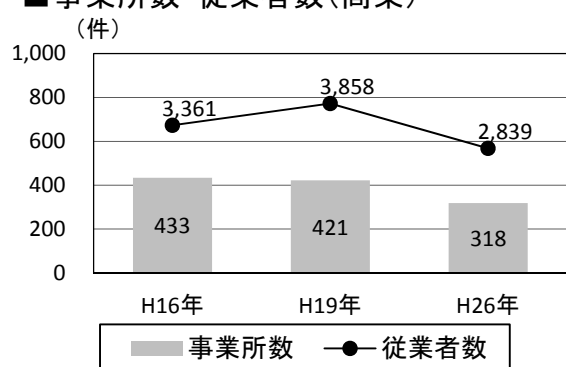
施策 25 産業の振興

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

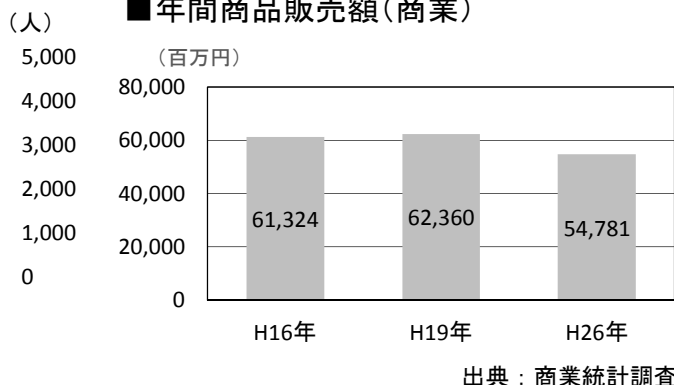
【現状と課題】

- 本市は、今まで、大阪都市圏の近郊住宅都市として発展してきたため、県内各都市と比較しても、経済面・産業面では決して強くはありません。
- 大阪方面に通勤・通学をする市民が多く、市内・県内の就業率、消費率等は低い数値に留まっている傾向にあります。
- 今後、本市が持続的な成長を続けていくためには、市内の産業振興・雇用の拡大により、地域経済の好循環の実現をめざしていく必要があります。
- 総合計画策定以降、国においても、「まち・ひと・しごと創生」「地域経済の活性化」に向けての取り組みを重点課題としており、本市においても、これと連動して、「商工振興基本方針」の策定や「企業立地推進条例」の制定等による様々な産業振興の施策に取り組んでいるところです。
- 近年、消費者を取り巻く環境は、経済情勢の変化や高齢化、高度情報化及び国際化の進展などを背景に大きく変化してきており、これらに対応した消費生活相談体制の強化と、消費者への教育・啓発が必要です。

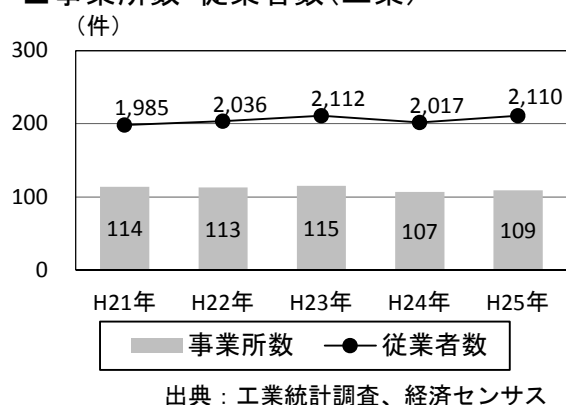
■事業所数・従業者数(商業)



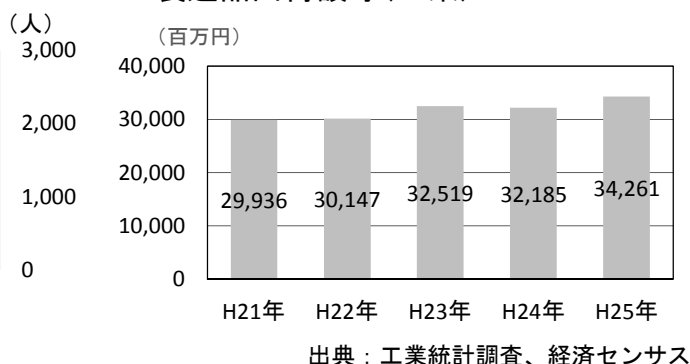
■年間商品販売額(商業)



■事業所数・従業者数(工業)



■製造品出荷額等(工業)



【基本方針】

- 各種商工支援策により、中小企業への支援事業、新規創業者への支援事業、商工振興団体への支援事業の充実に取り組みます。
- 効果的な消費者相談を行えるよう、相談体制の強化を行います。

【主な取り組み】

商工振興事業

主な事業	内容
中小企業支援事業	市内中小企業の競争力の強化のため、各種支援策を効果的に推進するとともに情報発信に努めます。
商工振興団体の支援事務	商工会の主催する地域経済活性化のための事業に対して支援を行います。
新規創業推進事業	市内で新たに起業・創業をめざす人に対して、「創業支援事業計画」に基づき、総合的な支援を行っていきます。
企業立地推進事業	市外からの新たな企業の立地、市内企業の増設・建替え・移設などへの支援を行います。

雇用の促進

主な事業	内容
雇用促進事業	ハローワークと連携し市内企業への就職支援を行うとともに、高齢者の雇用促進に向けてシルバー人材センター等と連携を進めます。

消費者生活の向上

主な事業	内容
消費生活安全事業	消費者安全確保のため、消費生活相談の充実を図るとともに市民への啓発に努めます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
香芝市産学連携促進事業による新製品開発件数	件	香芝市産学連携促進事業において補助金を活用し新製品の開発を行った件数の累計	—	0	2	→	10
香芝市創業促進補助金申請件数・創業支援資金融資制度利用件数	件	創業促進補助金申請件数及び創業支援資金融資制度利用件数の累計	—	7	22	→	100
新規企業立地件数	件	企業立地補助制度を利用し新たに立地した企業数の累計	—	—	0	→	7

※産学連携促進事業・創業支援資金融資は H26 年創設、創業促進補助は H27 年創設。

【市民一人ひとりができること】

- ・市内で買い物をする
- ・市内産業への理解を深める

【関連部門計画（計画期間）】

- ・香芝市商工振興基本方針（平成 26～30 年度）

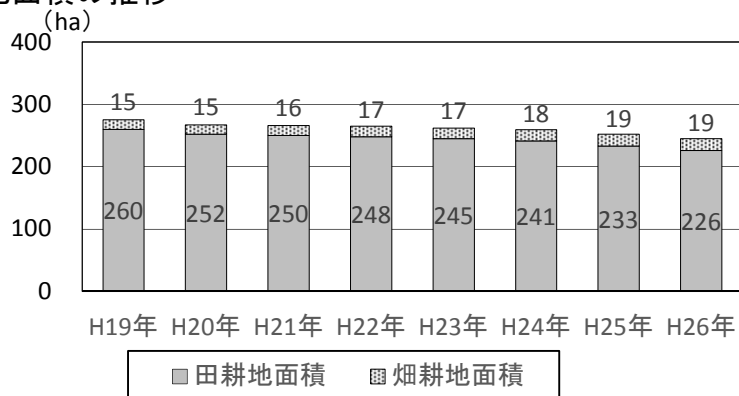
施策 26 農業の振興

主な担当部局：都市創造部

【現状と課題】

- 本市の農業は兼業農家が多数を占め、農業従事者の高齢化や農業の低収入などから担い手が育たないことに加え、農地そのものが減少傾向にあるのが現状です。
- 近年増加傾向にある野生鳥獣による農作物被害に対する獣害対策については、効果的な対策を研究し、取り組んでいく必要があります。
- 都市近郊型農地の特色を活かし、農家と非農家とがふれあえる農業活動に取り組む必要があります。
- 市内農産物を活かした「地産地消事業」を朝市関連農家の協力のもと進めて行く必要があります。

■ 耕地面積の推移



出典：農林水産省「作物統計調査」

【基本方針】

- 農業者に収益性の望める国や県の施策の情報提供や、それらに関わる市の援助体制、市内農産物加工品の情報発信を行います。
- 関係機関との連携を図りながら、持続可能な農業の振興を推進します。

【主な取り組み】

農業・地産地消の推進

主な事業	内容
農産物鳥獣被害防止事業	農地に出没する有害鳥獣を猟友会の方との連携を図りながら捕獲し、農作物の被害防止に努めます。
大和平野農業用水支援事業	農業用水の安定供給のための支援を行います。
農業支援事業	農業近代化資金借入者に対する援助や市民農園整備に対し補助を行っていきます。
水田農業構造改革対策事業	市内の農家に対し、国が推進する米の生産調整事業及び経営所得安定対策事業の補助が受けられるよう支援を行います。
地産地消推進事業	学校給食や保育所給食へ市内農産物の食材提供や市内農産物を活用した料理教室などを実施し、地産地消を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
有害鳥獣捕獲数 (イノシシ)	頭	イノシシの年間捕獲数	54	49	24	➡	50
有害鳥獣捕獲数 (アライグマ)	匹	アライグマの年間捕獲数	4	27	5	➡	30
朝市参加農家数	戸	朝市への参加農家数	38	38	38	➡	38

【市民一人ひとりができること】

- ・ 地場産品を使って料理をする
- ・ 有機栽培を推進する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・ 香芝市鳥獣被害防止計画（平成 25～27 年度） ※平成 28 年度改訂予定

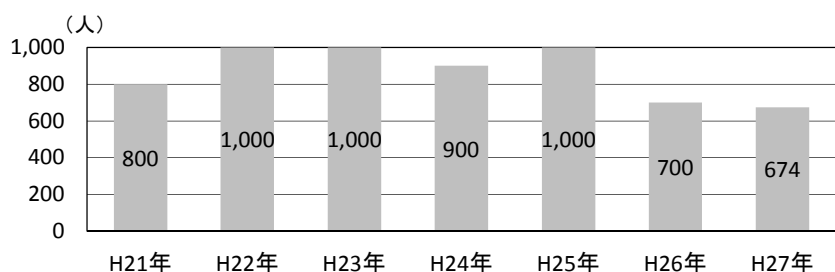
施策 27 観光の振興

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

【現状と課題】

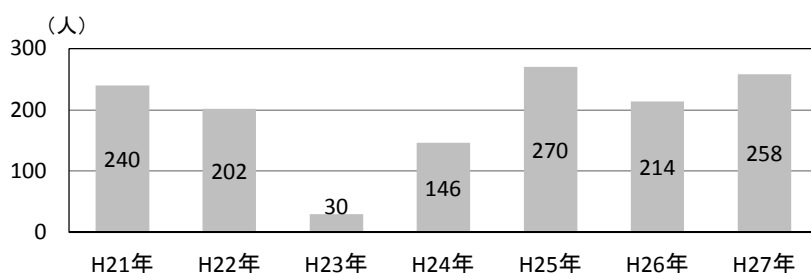
- 本市の観光資源としては、奈良県指定の天然記念物になっている屯鶴峯が有名です。また、その他、水と緑の自然、太子道、尼寺廃寺などの歴史的な由緒を持つ文化財も市内に点在しています。これらの観光資源の有効活用とともに、新たな資源の発掘と情報発信が必要です。
- 新たな観光資源の発掘にあたっては、歴史自然のみならず、地域の文化・産業なども含めて幅広い観点から捉えていく必要があります。
- 今後、本市の観光振興のための広域的な観点も含めての総合的な戦略が必要です。

■香芝ウォーク参加者数



出典：商工振興課

■岳のぼり参加者数



出典：商工振興課

【基本方針】

- 市内の観光資源の発掘や交通の利便性を活かした市独自の観光ルート（案内板の設置等）開発についての検討を進めます。
- 葛城広域行政圏をはじめ近隣自治体や奈良県とも連携をして、地域の魅力を積極的にアピールすることにより、地域の活性化と観光の振興を図ります。

【主な取り組み】

観光振興事業

主な事業	内容
観光関係イベント事業	本市の歴史自然文化産業などを多くの人が感じることでできるイベントを開催します。
観光情報発信事業	地域の魅力増進につながる新たな資源の発掘に努めるとともに効果的な観光情報の発信をめざします。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
香芝市に魅力を感じる人の割合	%	市の観光イベントにおいて香芝市の魅力を感じることができた人の割合	—	—	—	70.0



【市民一人ひとりができること】

- ・市内観光地を再発掘する

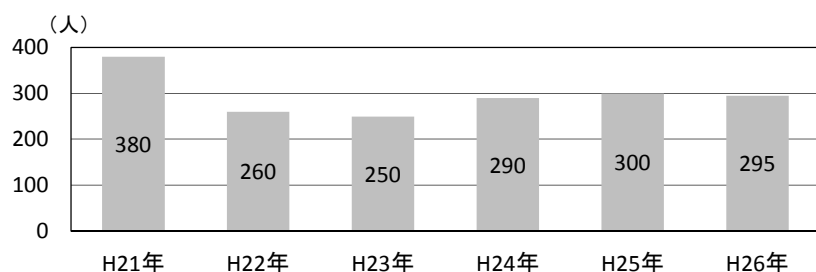
施策 28 あらゆる人権を守る社会づくりの確立

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

【現状と課題】

- 市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めてきたことにより、人権に対する市民の理解と認識は高まりつつあります。
- 社会の急激な変化に伴う価値観の多様化等により、新たな人権問題の発生が懸念されています。
- このまちに住んでよかったと誰もが思えるよう、市民一人ひとりが人権に対する意識を育む仕組みづくりが重要です。

■市民集会参加者総数



出典：市民協働課

【基本方針】

- 市民がお互いに共生・共感しながら、人権尊重の理念を正しく理解することができるよう、効果的な事業を進めます。
- 市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住みよさを感じることができる地域社会をめざします。

【主な取り組み】

人権意識の高揚

主な事業	内容
人権啓発事業	行政、市民、民間団体、企業等が人権確立の取り組みに積極的に参加・協働できる体制を推進し、人権が保障され安心のできるまちづくりをめざした啓発事業を行います。 また、人権問題に関して県やNPO団体等との連携・協働を図りながら、身近に相談・支援できる体制づくりを推進します。
学習機会提供事業	身近な生活の中で人権問題に気づき、その解決に向けて主体的に取り組めるような学習会や講座の開催に努めます。
人権教育推進団体支援事業	人権教育推進協議会の運営や人権教育推進団体に対して支援を行い、指導者や啓発リーダーの養成と資質の向上を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
「あらゆる人権を守る社会づくりの確立」に対する満足度	%	市民意識調査で「とても満足＋ある程度満足」と回答した人数 ／全回答者数	7.5	—	6.6	10.0



【市民一人ひとりができること】

- ・人権の問題への理解と認識を高める
- ・セミナー等へ積極的に参加する

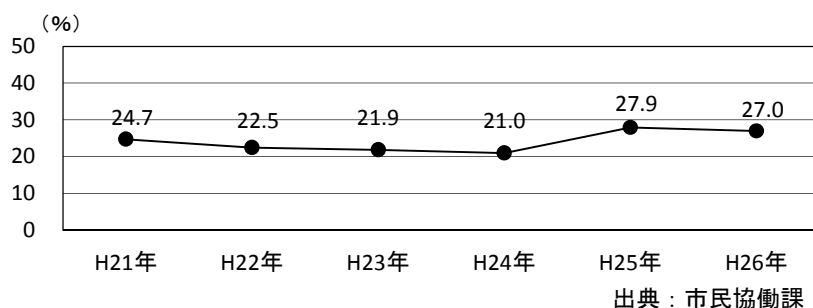
施策 29 男女が共同参画できる地域づくり

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

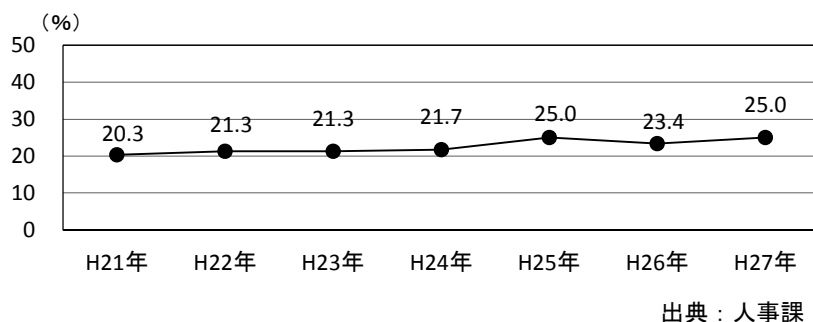
【現状と課題】

- 少子高齢化の進展、家族形態の多様化や地域社会の変化、国際化・情報化等の急速な進展によって、私たちを取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。
- 「男は仕事、女は家庭」といった性差による固定的役割分担意識や、「男だから、女だから」ということにより役割を決める考え方が、社会的慣習や日常生活の中にいまだに残っているのが現状です。また、セクシュアルマイノリティについては、十分な理解が進んでいない状況です。
- 誰もが性別にとらわれず、自らの意思によって個性と能力を発揮し、利益と責任を分かちあえるまちづくりをめざすとともに、家庭や地域での男女共同参画を実現する必要があります。

■市が設置する審議会等における女性委員の割合



■市職員の女性管理職の割合



【基本方針】

- 平成 19（2007）年に奈良県で初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、今後も率先してすべての女性と男性が互いに尊重し合い、協力し、支え合いながら責任も分かちあえるまちづくりを展開します。
- これまでの取り組みに加え、時代の潮流に応じて、誰もが性のあり方にとらわれず社会のなかで個性と能力を十分に発揮することができるよう、本市の特色を活かした男女共同参画社会の実現をめざします。

【主な取り組み】

男女共同参画によるまちづくりの推進

主な事業	内容
意識啓発事業	市民一人ひとりのライフスタイルにあった「男女共同参画」の学習機会を充実させます。また、より多くの市民が学習機会を得られるよう環境整備に努めます。
男女共同参画推進事業	女性が抱える悩みや問題について相談し、女性自身が解決に向けて考える場を提供します。また、家庭・職場等の様々な環境での固定的性別役割分担意識をなくし、個々の能力を活かすことのできるまちづくりを目指した事業を行います。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
市が設置する審議会等における女性委員の割合	%	審議会等における女性委員数／審議会等における委員数	27.9	27.0	—	→	30.0
市職員の女性管理職の割合	%	市職員の女性管理職数／市職員の管理職数※	25.0	23.4	25.0	→	30.0

※各年度 4 月 1 日時点

【市民一人ひとりができること】

- ・セミナー等へ積極的に参加する
- ・男性も子育てへ積極的に参加する

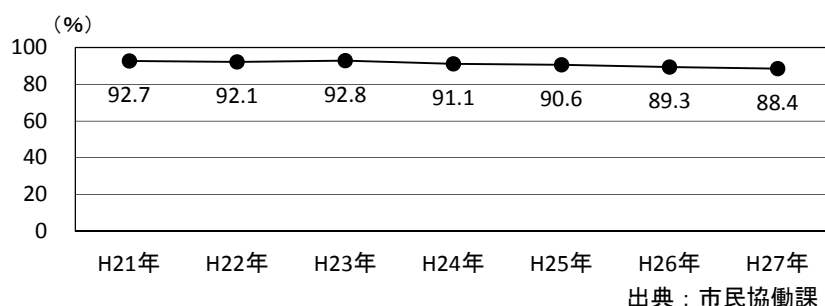
施策 30 地域コミュニティの充実・醸成

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

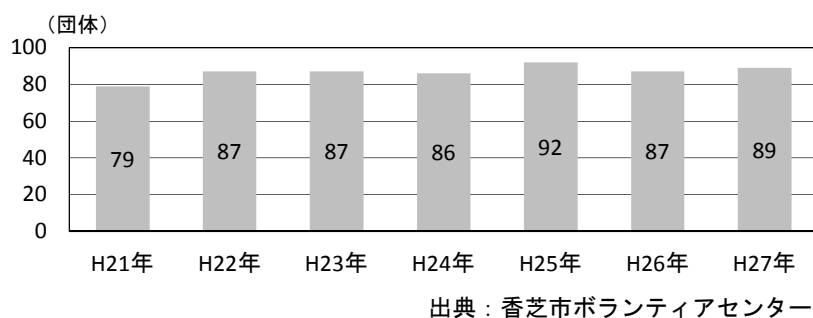
【現状と課題】

- 都市化、核家族化、高齢化、価値観の多様化が進むなかで、地域における市民の共同意識や連帯感が薄れつつあります。
- コミュニティ機能の低下により、歴史・文化の伝承や防犯・防災等の面から生じる課題解決のために、自治会等を核としたコミュニティ活動の展開が必要です。
- 市民には、地域の課題を自ら解決する力を高めていくことが必要となっているとともに、行政には、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援することが求められています。
- 本市全体の課題だけではなく、各地域が抱えている課題や地域住民のニーズを把握し、コミュニティの活性化に繋げていく必要があります。

■自治会加入率



■ボランティア登録団体数



【基本方針】

- 地域の課題・問題点について、地域と行政の協働による取り組みを検討します。
- 「自分のまちは自分で」という理念のもと、市民は自らの地域課題に応じた取り組みを行政と連携しながら行います。

【主な取り組み】

コミュニティ意識の高揚

主な事業	内容
自治会加入促進事業	開発等による自治会員増加の機会ごとに加入促進の取り組みを行います。
自治会活動支援事業	市内の各自治会が実施する防犯灯や防犯カメラ、消防施設、集会所等の整備について、支援を行います。

市民活動団体の支援・育成

主な事業	内容
市民活動団体育成事業	市民活動の一層の活性化を図るため、公益的な活動を行っている団体の支援・育成を行います。

市民協働まちづくりイベントの実施

主な事業	内容
ふれあいフェスタ実施事業	香芝の文化の発展と活性化を図るため、参加協力団体との連携を密に行い、市民に満足していただける憩いとふれあいの場の提供を行います。
冬彩支援事業	市民自らが創りあげる冬の祭典として定着した冬彩事業に対し、積極的に支援を行います。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
自治会加入率	%	自治会世帯報告数 ／ 4 月 1 日時点の住基 世帯数	90.6	89.3	88.4	➡	90.0
ボランティア登録団 体数	団体	ボランティアセンター への登録団体数	92	87	89	➡	100

【市民一人ひとりができること】

- ・地域行事に参加・協力する
- ・地域の中心イベントを創出する
- ・サークル活動へ積極的に参加する

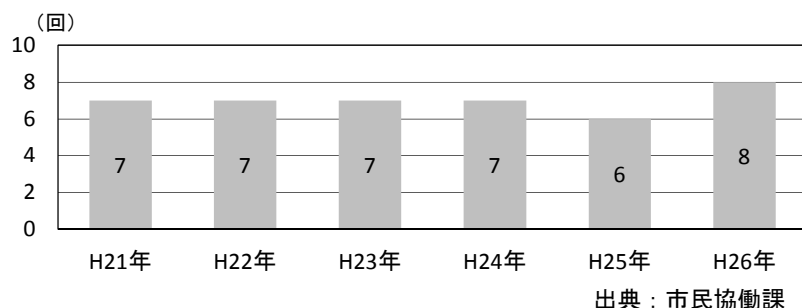
施策 31 文化・国際交流への取り組みの推進

主な担当部局：市民環境部 地域振興局

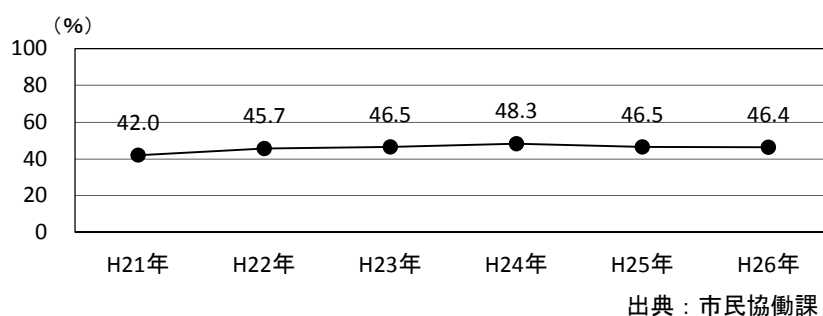
【現状と課題】

- 文化・芸術は、市民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。
- 文化・芸術の振興と、市の経済活動やまちづくり活動は密接に関連し合うと考えられることから、文化・芸術の必要性を再認識する必要があります。
- 社会経済や文化のグローバル化・ボーダレス化の進展とともに、市民の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取り組みを進める必要があります。
- 国際交流への取り組みを実施していますが、今後ますます国際理解を深める必要があることから、いままで以上のさらなる発展が必要です。

■国際交流事業実施数



■ふたかみ文化センター稼働率



【基本方針】

- 文化・芸術は、心豊かで潤いのある市民生活や活力ある地域社会の実現のために重要であり、市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。
- さまざまな文化・芸術の鑑賞機会の充実や、広域的な連携による文化・芸術活動の推進に努めます。
- 市民一人ひとりが異文化を受け入れ、国際交流意識を高めることができるよう機会の提供や啓発に努めます。

【主な取り組み】

文化・国際交流推進事業

主な事業	内容
国際交流市民グループ活動支援事業	外国人留学生のホームステイなどを受け入れるネットワークを整備・支援し、市民の異文化交流への推進を行います。
国際交流活動事業	特定の地域の国に偏ることがないように、各国の異文化にふれることができる国際理解セミナー等の事業展開を行います。
市民文化団体活動促進事業	ふたかみ文化センター等を拠点にした市民文化団体や文化振興、公益活動を行う団体の支援を行います。
文化施設管理・運営事業	民間文化施設管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する文化芸術サービス及び生涯学習サービスの向上を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
国際交流関係実施事業数	回	年間国際交流事業実施数	6	8	—	10
ふたかみ文化センター稼働率	%	ホール・会議室等全 11 施設の年間利用件数 ／年間利用可能件数	46.5	46.4	—	50.0

【市民一人ひとりができること】

- ・ 市民から文化発信する
- ・ 地域に住んでいる外国人と積極的に交流する
- ・ 参加したいと思えるイベントを自ら企画し地域交流を深める

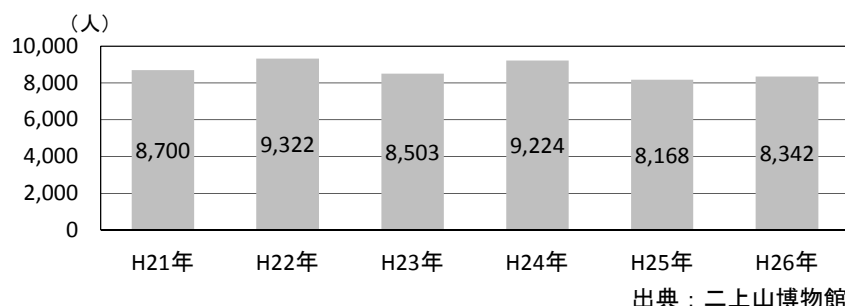
施策 32 歴史文化財の保存と継承・展開

主な担当部局：教育委員会事務局教育部

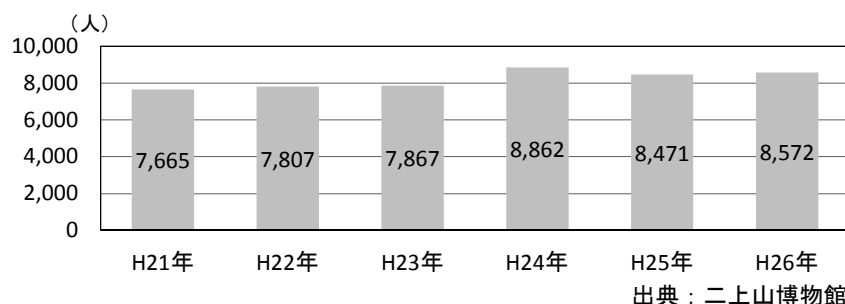
【現状と課題】

- 本市は大阪府のベッドタウンとして急速に開発が進み、それとともに周知の埋蔵文化財包蔵地内での発掘件数も増加し、埋蔵文化財の保護が課題です。
- 博物館資料の整理や地域の文化遺産を活用するための調査研究を推進する必要があります。
- 地域の歴史や文化財に親しみ、その理解を深めるための歴史学習を支援する博物館事業への興味、関心は高まる傾向にあり、市民ニーズに応じた事業の拡大、さらなる内容の充実が求められています。

■博物館観覧者数



■博物館事業参加者数



【基本方針】

- 市内には国史跡に指定された尼寺廃寺跡など、貴重な文化財が数多くあり、これら文化財の活用などを通じて文化財に対する理解を深め、また、文化財保護意識の向上のための啓発活動を通じて貴重な文化財を後世に伝えます。
- 博物館施設を適正な環境で維持管理し、文化財等を次代に引き継ぐために保存の措置を講じます。また、「博物館協議会」を設置するなど、運営や事業、施設整備等、当面する課題の解決に向けた検討を進めます。
- 地域の歴史や文化財等の調査研究を継続的に進め、その成果を積極的に公開します。それにより、地域の魅力ある歴史資源を活用した質の高い学習環境の充実を図ります。
- 学校教育との連携により、児童・生徒が地域の歴史や文化財に理解と関心を高める郷土学習授業（博学連携教育）を推進します。

【主な取り組み】

博物館機能の充実

主な事業	内容
資料の保存と調査・研究推進事業	適正な環境で施設の維持管理を行います。また、資料の調査研究を継続的に進め、次代に引き継ぐための保存の措置を講じます。
学習環境充実事業	地域の魅力ある歴史資源を活用した質の高い学習環境の充実に図ります。
ボランティア団体等連携事業	博物館の協働パートナーとして活動を支援し、参加・協働型の運営を目指します。
学校教育連携協力事業	児童・生徒の地域文化への理解と関心を高めるため、文化財を活用した学校教育との連携による郷土学習授業（博学連携教育）を推進します。
関係機関連携事業	博物館等との広域ネットワークにより、連携・協力事業を実施し、地域文化の活用と活性化を図り、観覧者の誘致、市民参加を促進します。

史跡整備の推進

主な事業	内容
史跡整備推進事業	遺跡の整備事業を進め、市民が身近な文化財に触れ、文化財保護意識の向上につながる活用方法を検討します。

文化財の保護啓発

主な事業	内容
文化財保護啓発事業	地域に伝わる祭礼等の伝統行事や古文書等の調査を進め、地域文化の保全と継承を図り、啓発活動を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
博物館観覧者数	人	年間博物館観覧者数	8,168	8,342	—	➡	10,000
博物館事業参加者数	人	特別展・講演会等への年間参加者数	8,471	8,572	—	➡	10,000

【市民一人ひとりができること】

- ・文化財を大切にする
- ・文化財の保存に協力する

【関連部門計画（計画期間）】

- ・第2次香芝市生涯学習推進基本計画（平成27～33年度）

政策7 市民の信頼を得られる最適経営の自立したまち

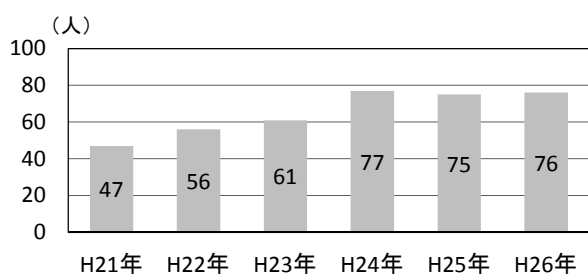
施策 33 地域経営システムの確立

主な担当部局：企画部・市民環境部

【現状と課題】

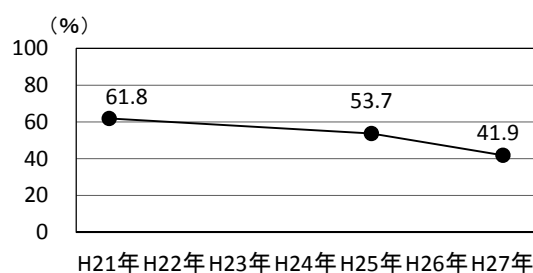
- 事務事業評価を実施し、計画策定（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・見直し（Action）からなるPDCAサイクルのもと、事務事業の廃止、統合、見直しなどを行なっています。
しかしながら評価結果については充分反映できていないため、改善の必要があります。
- 高度化・複雑化する市民ニーズへの対応のため、限られた予算・人的資源の中では行政運営は厳しさを増しており、市民や地域大学、他の自治体との協働が必要です。
- 市民サービスの向上をめざして、情報通信技術を活用し、窓口業務や手続きの迅速化、利便性を高めるなど、市民への対応向上に努めていますが、より質の高い行政サービスに対する市民ニーズが高まり、利用する市民の満足度を向上させることが求められています。

■まちづくりパートナー登録者数



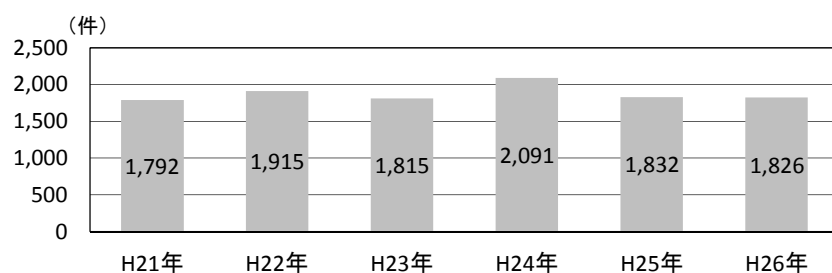
出典：企画政策課

■市民意識調査回答率



出典：企画政策課

■土曜日サービス窓口発行件数



出典：市民課

【基本方針】

- 総合計画の施策体系に即した事業展開をするとともに、事務事業評価や市民ニーズの把握に努めながら、各取り組みの評価、改善を随時行います。
- 各施策を展開する中で、市民参画を促し、行政、市民、地域大学等との連携、協働を推進します。
- より便利で快適な行政サービスの実現に向けて、来庁した市民の滞在時間の最適化に努めます。また、休日及び時間外での窓口の開設や本庁舎以外においての各種申請・交付ができるように、必要な環境整備の充実を図り、より一層サービスの向上に取り組みます。

【主な取り組み】

総合計画の管理

主な事業	内容
総合計画進行管理事業	それぞれの施策を構成する事業の進行管理及び評価を事務事業評価により行います。
行政改革進行管理事業	行政評価システムの導入により、職員の意識改革、業務改善を図り、無理無駄のない行政改革を進めます。
経営会議・庁内調整事務	市政運営の方針・重要施策等を審議し、各部局間の総合調整を行い、市政の総合的かつ効率的な推進を図ります。

地域力・広域連携の活用推進

主な事業	内容
地域力活用事業	市民や地域大学、他の自治体との連携協働を各分野において推進します。
ふるさと寄附金事業	香芝市の応援団を増やすため、積極的な広報を実施します。

窓口サービスの充実

主な事業	内容
土曜日サービスコーナー事業	土曜日のサービスコーナーを基本として、繁忙期の臨時窓口開設やコンビニ交付など、市民ニーズに即したサービスを展開し利便性の向上を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
「地域経営システムの確立（窓口サービスの充実）」の満足度	%	市民意識調査で「とても満足＋ある程度満足＋普通」と回答した人数／全回答者数	76.8	—	77.3	85.0



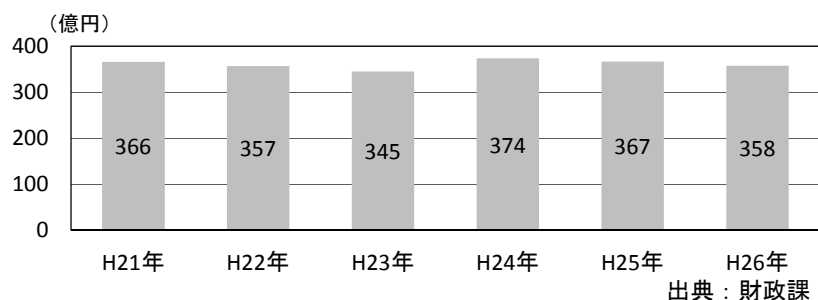
施策 34 財政運営の健全化

主な担当部局：総務部

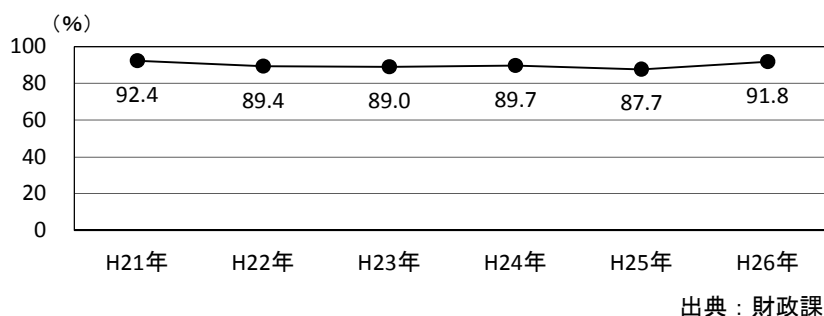
【現状と課題】

- 平成 26 年度の実質公債費比率（19.7%）や将来負担比率（162.1%）は依然として高い数値であり、経常収支比率についても上昇し、財政の硬直化が進行している状況です。事業が集中傾向にあり、人件費・公債費も上昇が見込まれることから、毎年大幅な財源不足が生じる見込みです。
- 公共工事の入札契約においては、談合などの不正行為から、社会的信頼の崩れや不信感について指摘されています。透明性の確保や公正な競争のため入札の改革に取り組んでいます。
- 各所管において個別に整備されていた施設台帳を統一した基準により整備したことから、本市の資産・財政状況を明確に把握したうえで施設維持管理計画を策定します。

■市債残高



■経常収支比率



【基本方針】

- 安定的かつ健全な財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を推進します。
- 公正な競争、透明性の確保により高品質な公共施設の調達を図ります。
- 施設の改修時期を明確にし、今後の施設維持管理必要経費の平準化を図ります。

【主な取り組み】

財政指標の改善

主な事業	内容
財政計画策定事業	実効性のある計画を策定し、健全で計画的な財政運営に努めます。また、財政状況の分かりやすい公表にも努めます。

公有財産の維持管理及び活用計画

主な事業	内容
公有財産維持管理事業	計画的な施設の維持更新を行い、公有財産の効率的な整備、長寿命化を図ります。
未利用公有地売却・貸付事業	財政計画に基づき、計画的に売却・貸付を行い、安定的な収入の確保を図ります。

入札・検査体制の充実

主な事業	内容
入札関連事務	電子入札の検討及び一般競争入札並びに総合評価落札方式の拡大により、工事価格の適正化と質の向上を図ります。
検査関連事務	市職員への検査内容の周知と指導を行い、的確な検査の実施を図ります。また工事成績評定の活用により、施工業者の技術向上と育成に努め、高品質な施設整備を図ります。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
市債残高	億円	市債残高	367	358	—	→	300
経常収支比率※ ¹	%	財政構造の弾力性を判断するための指標	87.7	91.8	—	→	85.0
実質公債費比率※ ²	%	収入に対する負債返済の割合を示すための指標	20.4	19.7	—	→	17.0
管財課による検査・ 評定実施率（工事）	%	検査・評定件数（工事） ／発注件数（工事）	50.6	51.3	—	→	100

※1 次年度7月に確定

※2 3ヵ年平均

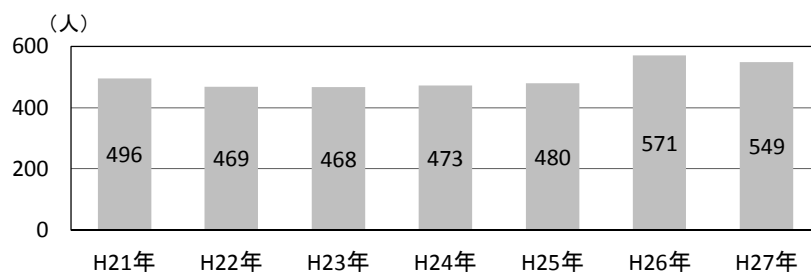
施策 35 組織活性化の推進

主な担当部局：企画部

【現状と課題】

- 今までの行政改革の特徴である「量的削減」だけでなく、今後は、一律削減するだけの行政改革を超えて、新たな行政運営スタイルへの移行が求められる中、職員個々の資質向上やモチベーションの向上を促すような制度づくりが必要です。
- 社会情勢の目まぐるしい変化により市民ニーズや行政課題が多様化しており、それらに対応するために柔軟な組織体制が求められています。また定員削減により一人ひとりの業務量が増加し、効率的な事務運営が求められており、職員個々の業務改善の意識が必要です。

■市の職員数



※ H26年以降で職員数が増加しているのは、保育所・幼稚園職員の正規職員化を進めたことによる。

出典：人事課

【基本方針】

- 地方分権の時代にふさわしい本市独自の政策を立案し、推進するための組織づくりを進めていきます。また新たな課題や困難な課題に果敢に挑戦する高い意欲を持てるよう職員の資質向上やその挑戦の成果を正當に評価することにより士気の高揚、組織活性化に努めます。
- 今後は、市民ニーズや行政課題を的確に把握しながら、市民目線に立った分かりやすい組織体制をめざします。

【主な取り組み】

人事管理の徹底

主な事業	内容
定員適正化事務	今後の行政ニーズに柔軟に対応するため、任期付職員、再任用職員などを活用しながら職員の適正な定員管理に努めます。

人材育成の充実

主な事業	内容
人事評価システム事業	各職員がそれぞれ目標を自主的に設定し、その達成過程を自己統制し、その結果を評価しながら業務を行うことにより職員の能力開発、資質向上に努めます。
職員研修事業	基本的な事務処理能力の強化、法令の遵守、市民に対する接遇・説明能力の向上など実践的な研修を実施し、引き続き市民から信頼される市役所の実現を目指します。

組織適正化の推進

主な事業	内容
組織機構改革推進事業	事務及び事業の運営が効率的に行われるように、時代に即した改革を推進します。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
市の職員数	人	公営企業を含む職員数 (各年4月1日現在。定員管理調査による。)	480	571	549	530



【関連部門計画（計画期間）】

・定員適正化基本方針（平成 22～30 年度）

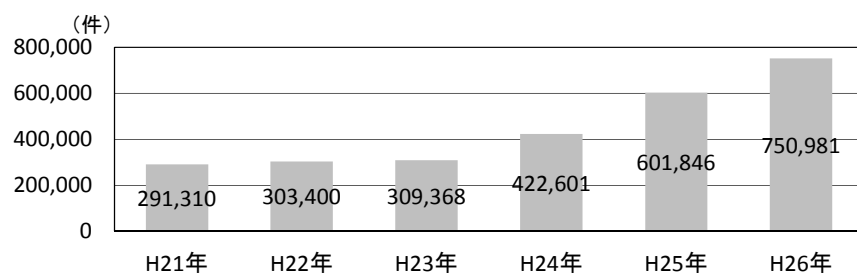
施策 36 IT(情報通信技術)の活用

主な担当部局：企画部

【現状と課題】

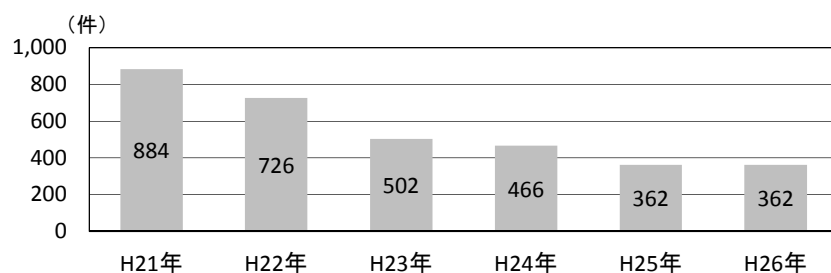
- 組織内の情報機器を不正アクセスやコンピュータウイルス等の脅威から守るため情報漏えい防止策を強化する必要があります。
- 基幹系業務（住民記録、税、医療保険等）については、ホストコンピュータを使用した独自利用から、他市町と共同で利用するクラウドシステムに切り替えて、コストの削減やセキュリティの強化を行いました。今後は基幹系業務以外でもクラウド化や共同化を進める必要があります。
- インターネットを利用した市民との双方向の情報共有媒体として、また、行政情報の発信媒体として公式ホームページを維持管理し情報化を推進しています。また、奈良県電子自治体推進協議会で運営しているシステムを活用し、電子申請や施設予約を実施していますが、交付物の交付方法や手数料の収納方法などに課題があり、利用範囲の拡大が困難です。

■HPアクセス数



出典：企画政策課

■電子申請・施設予約利用件数



出典：企画政策課

【基本方針】

- 情報セキュリティ対策は、継続的な取り組みが必要であり、情報セキュリティの向上に向け職員研修の実施をはじめとして全庁的なセキュリティチェックを実施し点検啓発を進めるとともに、さらなるセキュリティ監視を強化します。
- 基幹系業務以外についてコストの見直しを実施するため、共同化も視野に入れた取り組みを、他市町と共に検討し、次期システム調達に向けた取り組みを行います。
- 電子窓口の充実や徴収業務の電子決済を行うなど、電子自治体を推進します。

【主な取り組み】

電子自治体の推進

主な事業	内容
情報システム運用事務	ホームページからの情報発信等、情報システムの運用管理を行います。
行政ネットワーク関連事務	情報システムの通信を支えるネットワークや ICT 関連機器の運用管理を行ないます。
情報セキュリティ対策事業	効果的な職員研修や常に情報セキュリティの意識を持つことの啓発等を継続的に実施するなど、情報セキュリティ水準の向上に努めます。

基幹システムの安定的運用

主な事業	内容
基幹システム運用事務	基幹系業務（住民記録、税、医療保険等）で利用しているクラウドシステムの運用管理を行ないます。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年	H32 年 (目標)
電子申請・施設予約 利用件数	件	電子申請（e 古都なら） からの申請・予約件数	362	362	—	1,000
HP 年間アクセス数	件	市公式サイトのトップ ページ年間アクセス数	601,846	750,981	—	800,000

施策 37 市税等の賦課・徴収の強化

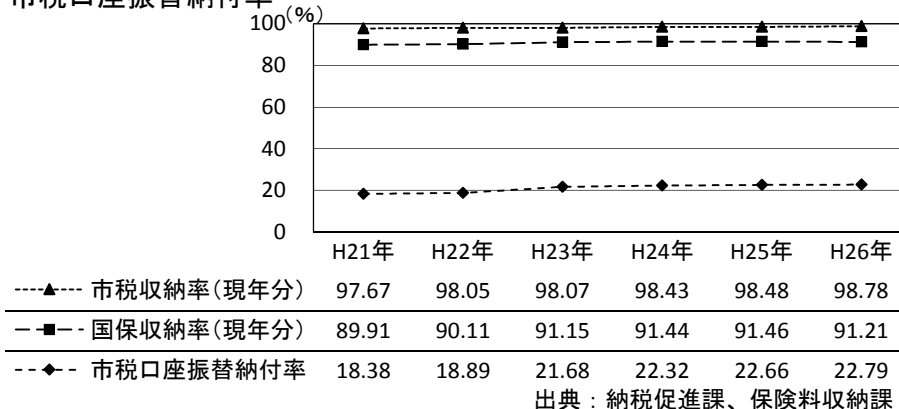
主な担当部局：総務部

【現状と課題】

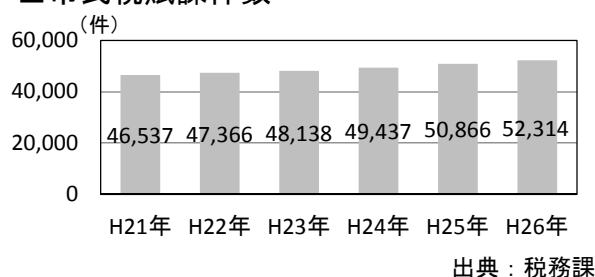
- 本市の主たる財源となる市税の適正な課税を図るため、課税客体の的確な把握を行うことが必要です。
- 市税等の徴収は、今後も厳しい経済状況が続くと予想されることから、徴収率向上のため、より効果のある方策を実施する必要があります。
- 公正・公平の観点から延滞金の徴収強化を図るとともに、滞納者の預貯金や生命保険など財産の徹底した調査を行い、滞納処分の強化を図る必要があります。
- 下水道使用料収入の確保や受益者負担の公平性を確保するため、収納率向上に向けた徴収強化の取り組みが必要です。
- 国民健康保険は、平成 30 年度から都道府県単位による統一化が図られますが国民健康保険料の賦課・徴収等は今までどおり市町村で行うことになります。本市の国民健康保険料の収納率は、高齢化の進展、低所得被保険者の増加による収納率の低迷など構造的な課題を抱え、より厳しい状況にあるため、納付相談や滞納対策の強化を図る必要があります。

■市税収納率(現年分)・国民健康保険料収納率(現年分)・

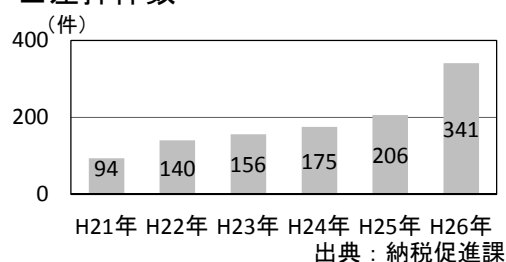
市税口座振替納付率



■市民税賦課件数



■差押件数



【基本方針】

- 未申告者（市民税・償却資産）の申告指導促進、固定資産の再評価、未評価の解消等を計画的に行います。
- 早期収納対策として、文書催告・電話催告・滞納処分を強化するとともに、納税環境の利便性向上を図り、現年分の徴収率を向上し、滞納繰越額の未然防止に努めます。
- 自主財源の確保・税負担の公平性に重点を置き、滞納対策として徹底した財産調査などを行い、より一層収納率の向上に努めます。
- 自主納付の徹底と滞納者の納税意識の向上を図ります。

【主な取り組み】

課税の適正化

主な事業	内容
市民税・固定資産税の課税適正化事業	本市の主たる財源となる市税の適正な課税を図るため、未申告者の申告指導促進、固定資産の再評価、未評価の解消等を計画的に行います。

収納（徴収）率の向上

主な事業	内容
自主納付推進事業	口座振替、コンビニ収納等納税環境の利便性向上を図るとともに、文書催告などを行い、納税・納付意欲の向上を図ります。

徴収体制の強化

主な事業	内容
税滞納対策関係事務	資産、預貯金、生命保険など財産調査を行い、滞納処分できる資産の確保に取り組みます。また差押財産について、インターネットによる公売を行います。

【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
市税収納率（現年分）	%	現年分収入額／現年分調定額	98.48	98.78	—	→	99.20
市税口座振替納付率	%	現年分口座振替納付利用者数／納付者数※	22.66	22.79	—	→	25.00
国民健康保険料収納率（現年分）	%	現年分収入額／現年分調定額	91.46	91.21	—	→	93.00
差押件数	件	滞納者に対する年間差押え件数	206	341	—	→	400

※市民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税の3税

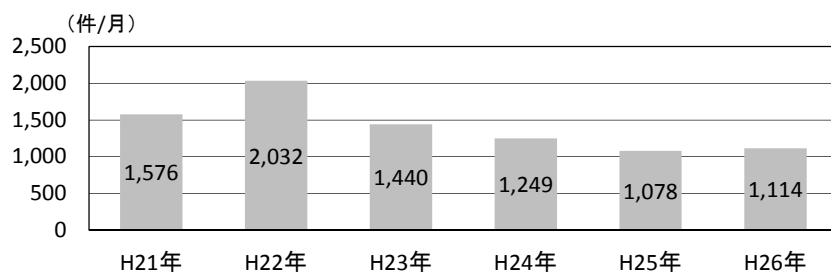
施策 38 広報・広聴の充実

主な担当部局：企画部

【現状と課題】

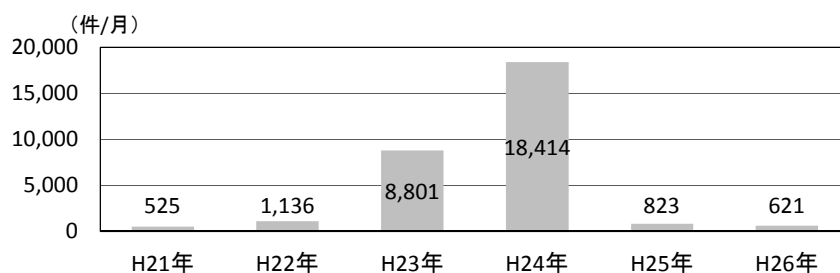
- 市政情報の提供として「広報かしば」は、市政に関する記事・まちの話題・市民コーナーを中心に、「広報かしばお知らせ版」は、市のお知らせ事項を中心にそれぞれ月 1 回発行しています。
- 平成 21 年に実施した市民意識調査の結果では、広報紙を読んでいるかの質問では、「毎号ほとんど」あるいは「関心のある記事のみ」という回答があわせて約 80% ありましたが、「あまり読まない」「全く読まない」との回答も 13.2% あり、より多くの市民に読んでいただくための工夫が必要です。
- 市民からの提言を受けるため「市長の部屋」を開設しましたが、建設的な意見の投稿は少ない状況です。

■HPの「広報」ページ 平均アクセス数



出典：秘書広報課

■HPの「市長の部屋」ページ 平均アクセス数



出典：秘書広報課

【基本方針】

- 「広報」と「市長の部屋」を充実させ、まちづくりへの将来（施策）をわかりやすくするような工夫や幅広い情報収集を図ります。
- 市民との協働による市の施策を考えていくために、広聴の場を広げます。

【主な取り組み】

市政情報の提供

主な事業	内容
広報紙等発行事業	各種行政情報や催し物のお知らせといった、市からの情報発信だけにとどまらず、わがまち香芝に愛着を感じてもらえるような充実した情報の発信を行います。
「市長の部屋」充実事業	アクセス数の上昇を目指し、内容の充実を図るとともに、最新情報を提供しつつ、見やすい掲載を推進します。
報道機関連携事業	市政の重要施策やイベントなどを報道機関等を通して広く市民に周知します。

広聴機能の充実

主な事業	内容
広聴事業	各地域・団体において、市政情報などの情報交換を行い、幅広く市民の声を市政に反映します。また、市ホームページに設けた提言コーナーに寄せられる市民の様々な意見を広く伺います。

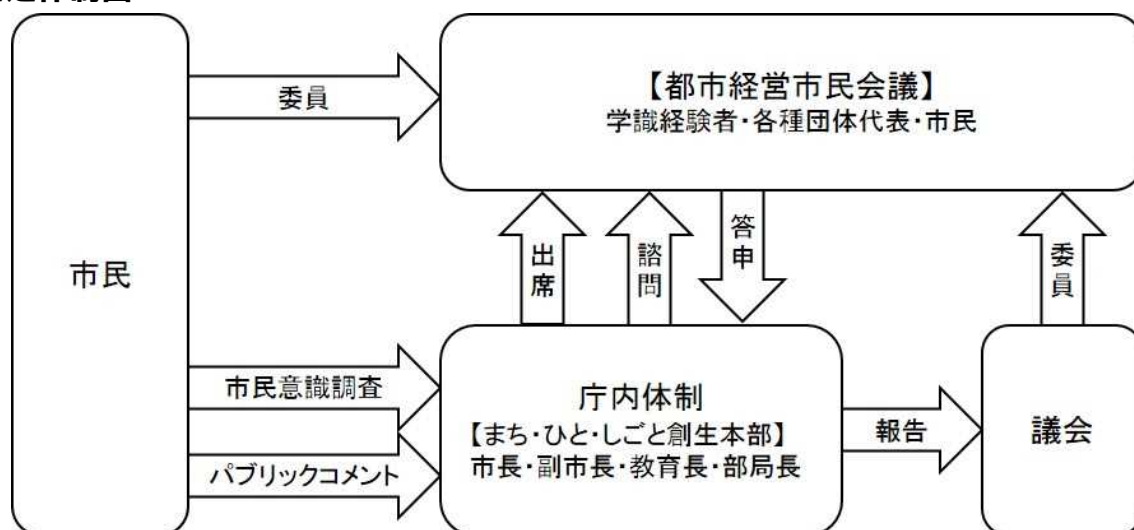
【めざそう値】

項目名	単位	算出方法(指標説明)	H25 年	H26 年	H27 年		H32 年 (目標)
HP「広報」 月平均アクセス数	件	「広報」トップページへの月平均アクセス数	1,078	1,114	—	➡	1,400
HP「市長の部屋」 月平均アクセス数	件	「市長の部屋」トップページへの月平均アクセス数	823	621	—	➡	800

資料編

策定経過

策定体制図



策定経過

年 月	項目
平成 27 年 2 月	平成 26 年度 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（2 月 9 日） ・地方創生に向けた取り組みについて
4 月	平成 27 年度 第 1 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（4 月 27 日） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・附属機関「香芝市都市経営市民会議」の委員選任方針について
7 月	市民意識調査（7 月 10 日～24 日） 16 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出 回収率 41.9% （配布数：2,000 回収数：838） 平成 27 年度 第 2 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（7 月 22 日） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・香芝市人口ビジョンについて ・香芝市版総合戦略の基本目標について
8 月	平成 27 年度 第 3 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（8 月 27 日） ・香芝市の人口について ・市民アンケート調査の結果について ・総合戦略に記載する施策（事業）案について
10 月	平成 27 年度 第 4 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（10 月 8 日） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・総合戦略に記載する施策（事業）案について ・「香芝市人口ビジョン」について ・附属機関「都市経営市民会議」について

年 月	項目
	第1回 香芝市都市経営市民会議（10月21日） ・第4次香芝市総合計画 後期基本計画及び香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・市民アンケート調査の結果について ・香芝市人口ビジョン（素案）について ・香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び総合計画の政策施策について ・香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
11月	平成27年度 第5回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（11月5日） ・第1回 香芝市都市経営市民会議の審議内容について（報告） ・総合戦略に記載する重要業績評価指標（KPI）について ・総合計画のめざそう値について 第2回 香芝市都市経営市民会議（11月30日） ・香芝市人口ビジョンについて ・第4次香芝市総合計画 前期計画の進捗状況について ・「第4次香芝市総合計画 後期基本計画（素案）」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」について
平成28年1月	第3回 香芝市都市経営市民会議（1月19日） ・第2回香芝市都市経営市民会議以降の修正等について ・パブリックコメントの実施について 「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第4次香芝市総合計画 後期基本計画」について意見公募（パブリックコメント）を実施（1月25日～2月8日） （提出人数：0人 意見項目数：0件）
2月	第4回 香芝市都市経営市民会議（2月19日） ・パブリックコメントの結果について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第4次香芝市総合計画 後期基本計画」の最終案について ・答申書（案）について 「第4次香芝市総合計画 後期基本計画」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定

香芝市附属機関設置条例

平成 25 年条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第 2 に定めるところにより、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関を設置する。

(任期)

第 3 条 附属機関の委員の任期は、別表第 1 及び別表第 2 委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 (略)

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市都市経営 市民会議	総合計画及び行財政改革 に関し必要な調査審議に 関する事項	15 人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）（略）

香芝市都市経営市民会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	役職
麻生 憲一	奈良県立大学 地域創造学部教授・学生部長
石原田 明美	教育委員
乾 士郎	南都銀行 香芝支店長
井上 喜八郎	民生児童委員 会長
奥山 隆俊	市議会 福祉教育委員会委員長
粕井 みづほ	畿央大学 教育学部教授 子ども・子育て会議会長
関 義秀	市議会 建設水道委員会委員長
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
中村 良路	市議会 総務企画委員会委員長
萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 学芸学部教授 都市計画審議会会長
○ 平越 國和	商工会 会長
三岡 和子	三岡繊維株式会社 代表取締役社長
安田 薫子	子ども・子育て会議委員 (民間幼保連盟保護者会代表)
吉井 忠男	自治連合会 会長
吉村 増雄	農業委員会 会長

◎ 会長

○ 副会長

答申

用語解説(五十音順)

鉛製給水管 (p.27)

近年まで給水管材料として全国的に使用されてきたが、耐久性や水道の安全性に対する観点から、塩化ビニール管やポリエチレン管等の新しい配管材料への取り換えが進められている。

企業立地推進条例 (p.66)

市内への企業立地を推進することで、産業の振興・雇用機会の拡大を図り、地域経済の好循環及び市民生活の向上に資することを目的として、平成27年に制定。企業立地に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを市の責務とし、市内へ企業立地した事業者に対し補助金を支給することを定めている。

グローバル化 (p.4・78)

国家、地域など境界を超え、地球を1つの単位として捉える考え方や社会の状況のこと。

経常収支比率 (p.84・85)

市税や地方交付税など使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率。経常収支比率が100%に近づくほど、財政が硬直化し、ゆとりがない状態とされる。

合計特殊出生率 (p.11)

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

実質公債費比率 (p.11・12・84・85)

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。通常は3カ年の平均で示される。

将来負担比率 (p.84)

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

ストックマネジメント (p.28)

施設や構築物（ストック）の持続可能な活用を図るため、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）(p.18)

Reduce（リデュース：廃棄物を減らすこと）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）という、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの。

セクシュアルマイノリティ (p.74)

性的少数者。代表的な、レズビアン（lesbian、女性同性愛者）、ゲイ（gay、男性同性愛者）、バイセクシュアル（bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（transgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を持つ、またはその性にとらわれない性のあり方を持つ

人)の頭文字をとって、LGBTと総称されることもある。

地域包括ケアシステム (p.48)

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

地方債 (p.11・12)

地方公共団体が資金調達のために発行する債券であり、1会計年度を超えて行う借入れのこと。市が発行する地方債を「市債」と呼ぶ。

デマンド交通 (p.37)

定時運行するバスや個人利用のタクシーとは異なり、利用者の希望に基づく場所から場所までの交通手段を複数の利用者による乗合等によってコストを下げながら提供する公共交通サービス。高齢者等の交通弱者の新しい移動手段として注目されている。

都市計画道路 (p.14・41)

都市計画法で定められる基幹的な都市施設の一つであり、広域的な交通処理機能や市街地内の空間形成等に配慮して配置され、長期的な整備計画を円滑かつ着実に実施するため、同法に基づいて計画された(将来の道路整備に必要な区域をあらかじめ明確化し、当該予定区域の土地利用に一定の制限を課している)道路。

認定こども園 (p.56・57)

幼保一元化の具体策として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備えた施設。

ボーダーレス化 (p.78)

境界や国境(ボーダー)がない、または意味をなさなくなること。国際的な企業活動の展開や金融・交通・通信の発達等の状況を指して言われることが多い。

メンタルヘルス (p.46・47)

精神面における健康のこと

幼保一元化 (p.56・57)

就学前児童のための教育・保育施設について、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ内容の幼児教育及び保育を受けられることが望ましいとの考え等から、文部科学省が所管する幼稚園と厚生労働省が所管する保育所を一元的に運営しようとする考え方。幼保一体化とも言う。

第4次香芝市総合計画 後期基本計画

笑顔と元気!! 住むなら かしば

発 行 平成28年■月
香芝市

編 集 香芝市 企画部 企画政策課
〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地
Tel 0745-76-2001 (代)
Fax 0745-78-3830
E-Mail kikaku@city.kashiba.lg.jp
URL <http://www.city.kashiba.lg.jp/>